

農 林 水 産 委 員 会 議 録 第 六 号

昭和五十七年三月十七日(水曜日)

午後五時八分開議

出席委員

委員長 羽田 孜君

理事 加藤 紘一君 理事 龜井 善之君
理事 戸井田三郎君 理事 渡辺 省一君
理事 新盛 辰雄君 理事 武田 一夫君
上草 義輝君 太田 誠一君
岸田 文武君 北口 博君
北村 義和君 近藤 元次君
高橋 辰夫君 丹羽 兵助君
保利 耕輔君 三ツ林弥太郎君
山崎平八郎君 小川 国彦君
串原 義直君 島田 琢郎君
田中 恒利君 竹内 猛君
日野 市朗君 水田 稔君
安井 吉典君 吉浦 忠治君
神田 厚君 近藤 豊君
小沢 和秋君 藤田 スミ君
阿部 昭吾君

出席国務大臣

農林水産大臣 田澤 吉郎君

出席政府委員

農林水産大臣官 角道 謙一君
農林水産省農蚕 小島 和義君
園芸局長 秋山 智英君
林野庁長官 島崎 一男君
林野庁次長 高峯 一世君
環境庁自然保護 小笠寺直己君
局企画調整課長 小沼 勇君
文化庁文化財保 護部記念物課長
農林水産委員会 調査室長

委員外の出席者

委員の異動
三月十七日

辞任

寺前 巖君

同日

水田 稔君

小沢 和秋君

補欠選任

串原 義直君

寺前 巖君

本日の会議に付した案件
松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第三二二号)

○羽田委員長 これより会議を開きます。
松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律
案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。田中恒利君。

○田中(恒)委員 昭和五十二年に制定されました
松くい虫防除特別措置法、本国会に相当内容の変
わった改正案が提出をされておるわけですが、本
法制定審議の過程で、一体この形で、これほど侵
食をしておる松林をなくし得るのかどうか、こう
いう議論が当委員会を初め関係者の間でなされて
きたわけでありましたが、当時政府は、この特別措
置法を通して、五十六年度には終息の状態に持ち
込み得る、こういう言明をしばしばなされてま
いったわけでありました。しかし現状は、御承知の
ように全く拡大の一途をたどってまいったわけで
ありますが、この問題につきまして、本法の審議

に先駆けて、私は、農林大臣がどのようにこの点
について反省というか、お考えをお持ちであるの
か、まずこの点を最初に伺いをしておきたいと
思うわけですが。

○田澤国務大臣 田中委員いま御指摘のように、
松くい虫防除対策については、昭和五十二年以来、
特別措置法のもとに鋭意努力をしてみたいので
ございますが、昭和五十三年の夏のいわゆる異常
気象によりまして、非常な予想外の被害を生んだ
ということがまず第一でございます。一方、特別
防除の実施の面で限界があった。空中散布に対す
るいろいろな限界があるわけでございまして、こ
ういふ点の問題とか、それから通常伐倒駆除の
効果にもやはり限界があった。というのは、いわ
ゆる伐倒木の駆除処理その他が適切でなかったと
いうような点もあるわけでございまして、したが
いまして、今回の改正案は伐倒、さらに破壊、焼却、
加えて樹種転換とか市町村段階での防除計画等
を含めて、これまでしてまいりました経過をも反
省しながら、新しい形で積極的に進めていこうと
いうのが基本でございます。私たちは、そういう
いま申し上げた点を今後積極的に取り上げてこの
松くい虫の防除に当たりたい、かように考えてお
ります。

○田中(恒)委員 この法律の提案の際にもいまお
話のような趣旨が述べられておるわけですが、す
れども、私は、どうも異常気象であるとか防除なり
伐倒駆除の限界といった程度のもので、今日のま
さに日本の松の四分の一がもう役に立たない、ど
こへ行っても茶褐色になってしまっておる、こう
いう状態があらわれているのに対して、それだけ
でなかなか理解しがたいわけでありまして、林野
からいたたきました資料を見ましても、この五年
間に国の法律に基づいて最もたくさん空散を中心
とする防除をやっておるのは岡山でありまして、

この岡山県などは多少減っておるのですね。とこ
ろが、二番目に多いのは愛知県ですが、これはや
はりふえておる。三番目は鳥取ですが、これもふ
えておる。山口が次に多いようですが、これは
減っておる。減っておることも多少はあるので
すけれども、空中防除などを非常に熱心にやっ
たところでも、減っておるというよりもどうもふ
えておるところの方がずっと多いわけですね。そ
ういたしますと、これはやはり松くい虫というもの
をマツノマダラカミキリとマツノザイセンチュウ
の複合汚染であるという技術的説明に基づいて、
動き始める夏前に空中防除をやってしまったのだ、
こういうことだけではない。やはりわが国の森林
をめぐる基本的な保育の問題、最近の労働力不足、
手入れの放置、それに伴う樹勢の大幅な弱体化、
さらに空散等をやった地区においては空散に伴う
自然生態に大きな変化が見られるのではないかと
いうような意見も出てまいっておりますし、松く
い虫の発生地帯の土壌の酸性化の問題、これは大
気汚染との関係があるのではないかとという説もあ
りまして、われわれもまだ十分に引きわけており
ませんが、そういう総合的なものもろもろの要因とい
うものがやはりあるのではないかと。こういう課題
に対してこれまでどういう程度に取り組まれてき
たのか、今後、この新しい法改正の中で、この五年
間の、ある意味では失敗であります、この失敗
の上に立ってどういふ具体的な克服すべき内容を
織り込もうとおしておるのか、こういう点を改めて
お尋ねをしておきたいと思っております。

○田澤国務大臣 具体的には林野庁長官に答えて
いただきますけれども、確かに松くい虫以外にい
ろいろな森林資源に対する変化等があると思いま
すけれども、そういう点についてはやはり総合的
に対策を考えていかなければならないと思いま
すけれども、いまままで進めてまいりました結果、松

と病原体及びその運び屋という三者が複雑に絡み合っているということなんです。そこで、まず松の抵抗力の強化でございます。これをまず考えなければいかぬ。ですから新しい松、強力な松をつくる。それからカミキリの駆除または密度の低下を図らなければいかぬ。それから枯損木内のマツノザイセンチュウの駆除をやらなければいかぬ。さらに松とカミキリの関係を断つ方法、松と線虫の関係を断つ方法、線虫とカミキリの関係を断つ方法、こういう形を具体的に進めていくことによつて今後相当程度の成果を上げることができると私は考えております。

○秋山政府委員 ただいま大臣が答弁を申し上げましたが、若干細かくなりますが重ねて申し上げます。松の枯損の原因につきましては大気汚染等環境悪化の問題あるいはその他の原因で枯れるものもあるわけでございます。しかしながら、昭和四十三年以来林業試験場におきまして大型プロジェクトというところで取り組んでまいりました結果を見てまいりますと、地域、立地条件、林齢等、こういうものにかかわらず広域にわたりますて発生している被害型の枯損と申しますのは、やはりマダラカミキリの媒介するマツノザイセンチュウによるものであるということがはっきりされておりますので、私も、今回の異常な被害に對しましては、まずそれを終息型の被害に對していくということに重点を置かなければならぬ、かように考えておるわけでございます。

○田中(恒)委員 マツノマダラカミキリが運び屋になつて材線虫をやらせていく、これはこれまで一貫して皆さん言っておられたことでありますし、私もそのこと自体に一定の大きな要素があるということでは理解をしておると思つておるのですが、しかしどうもそのことだけに目を向けている。その関係だけでは済まない、もっと複雑ないろいろな原因がある。そのことを放置しておると、少なくともいまのカミキリをなくしていくためには防除、しかもその防除は空中防除が最も効果的であるということ、これがほとんど中心

になつて取り組まれてきたわけですね。私どものところでもやりましたけれども、やつておるときはまあまあよくなるのです。しかし終わりますとまた同じような状態になつてしまつて、観察なども行きますが、毎年毎年空中防除をやれば結果はいいと思ひます。しかし、二回や三回やつたのじやまた必ずしもへ戻つてしまつております。ですから、そういう意味でも、私はもう少し突っ込んだ検討が必要ではないかと思つておるわけでありまして、特に、この空中防除をめぐるまして、自然環境あるいは社会的な環境に對する影響は非常に大きいということで、この法律が施行せられて防除が実施される地区ごとに相当いろいろなトラブルが起きましたですね。私どもの県でも大変な騒動が起きましたわけですね。また、防除自体も皆さんの方の当初予定していらつしたものが相当やれなかつたというところのそういう問題も理由の一つになつておると思ひますが、こういう防除に對する住民、関係者の不安、これは現実に昨日の参考人の意見の中でも出ておりましたように、動物植物あるいは人体についてもいろいろな影響が出てきておることは事実であります。そういう問題などを含めて、新法という改正法の中では、この防除に對する関係者の強い反対の意思あるいは動きをどういうふうに反映させられておるのでしょうか、このことをお聞きしておきたいと思ひます。

○秋山政府委員 まず、防除関係につきましては、予防として特別防除を行い、さらにこれに對しまして伐倒駆除をあわせまして終息の方向に持つていくというのがやはり基本だろうと思ひます。そこで、この空中防除の問題でございますが、これはやはり地域の住民の方々の理解が得られる見込みがあるものにつきます。私ども実際に理解が得られずに取りやめたところもございまして、その点は私どもも十分認識しておるところでございます。今回の法改正におきましては、特別防除

と同時に先ほど触れましたとおり特別伐倒駆除というふうなものを具体的に組み合わせまして総合的に対策を講じてまいりたい、私どもかように考えておるところでございます。

なお、特別防除を実施するに当たりましては、現在の特別措置法におきましてもそうでありまして、それぞれの都道府県に松くい虫防除推進連絡協議会というのがございますし、さらに地区ごとには説明会を行うとか、あらゆる方法をとります地域住民の方々の御理解と御協力を得てやつてまいつておるわけでありまして、法律におきましても、基本方針でそれに対してははっきり決めておりますし、第八条におきましても、この取り扱いにつきましては十分慎重にやつておりますので、今後とも薬剤の安全使用、危被害の防止対策につきましては、徹底的にやつてまいりたい、かように考えておるところであります。

○田中(恒)委員 さのうも参考人の意見あるいは質疑の中で問題にされたわけでありましてけれども、やはり空散をやつてはならない地域というものがだれが考えても常識的にある。学校であるとか貯水池であるとかあるいは住宅街の密集地帯であるとか、現実にはそういうところはまたやれましてないわけですね。だから、そういうところは空散の對象にはしないということをもうきちんとかあらかじめお決めたことになつたらどうか、こういう意見を持つております。あるいは住民の意見をよく聞くということでありまして、そのトラブルの起きました地区の住民の皆さんは、意見をなかなか聞いてくれないということに実はなつておるわけでありまして、そういう意味ではこれらの問題も、特に空散でありますから、常識的に考えまして人体なり関係動物植物なりあるいは地域環境に相当な影響を与えることは事実でありますから、これは法律的に話し合ひの同意が必要である、こういう形でこの五年間の、ある意味ではこの問題の最も大きなトラブルの内容であつたと思ひますが、そういう点をきちんとあらかじめお決めたことになつて出されたいかがかというふうな考えております。

○秋山政府委員 先ほど申し上げましたが、特別防除を実施するに当たりましては、法律の第三条の規定によりまして基本方針が定められますが、その段階におきまして、貴重な動物植物の生息地においては実施しないこと、それから薬剤の飛散あるいは流入によりまして周囲の環境に悪影響を及ぼすおそれのある場合には、環境の保全等に必要措置を講じて実施すること、またそれができない場合には実施しないことなど、自然環境あるいは生活環境に對しまして特別の防除の影響には相当配慮した基準を定めて実施しておるところであります。したがって、法律上特に御指摘のような規定を置く必要はないものと考えております。

なお、環境保全等に必要措置を講ずるならば特別防除が可能であるにもかかわらず、法律上一律に一定の禁止区域を設けるといふことは、禁止区域の定め方のいかにによりましては必要かつ適切な防除が困難になる場合もあるのではないかと、かように考えておるところであります。

○田中(恒)委員 いま最後に言われた必要な防除が困難になるというところが中心になつて空散の問題が相当大きな比重を占めて進められてきたし、これからは進められるのじやないか、私はこんな感じがいたしておるわけですね。きのうも、はつきり割り切らなければいけない、選択の問題だという議論がありました。確かにその言えはそういうことでしようけれども、空中防除で一〇〇%松の枯れていくのをとどめ得るというところが証明されれば別ですが、この五年間の反省の上に立つと、どうも空散だけではとまらない。現実にとどめとまつておるところは少ない。こういう実情であるだけに、住民の反対の意思を無視して、これは、おたくの方は、いろいろ事前に話をして協議会などで納得を得ると言われておるのうは言われない。お役所の力でわれわれの反対を押

すが、この点について御意見はいかがでしようか。

し切つてやつてこういうことになりました、こういう声が私どもにはたくさん届けられているわけでありませう。ですから、この問題については後でまた各委員からの御質問もあると思いますが、私は自分の意見としてこの点を申し上げておきたいと思ひます。

この特別伐倒駆除命令の問題は、確かに改正案の一つの大きな内容であるし、われわれもやはり伐倒が最大の松くい虫退治の決め手だといふふうに思ひます。そういう意味では非常に大きな期待を持つておるわけでありませうが、この駆除命令といふものはどういふ状況、どういふ背景の中で出されていくのか、発動の理由をまず明らかにしていただきたいと思います。

○秋山政府委員 ただいま先生のお話の特別伐倒駆除命令でございますが、これは被害の程度が高い松におきまして徹底的に駆除を実施しようとする場合にきつめて有効な方法だらう、私はかように考へておるところであります。しかしながら、被害木そのものを破砕、チップ化するとかあるいは焼却するということを命ずるわけでございますので、これは普通の伐倒駆除以上に森林所有者の私権を制限するというわけでございます。私もこの命令の対象になります森林は、法律にもありますが、保安林等の高度公益機能を持つておりますが、松林とか、あるいはこれから先に被害を拡大することは非常に問題であるといふような被害拡大防止松林、こういう松林におきまして一定の被害率を超えた被害が発生した場合におきましてこの特別伐倒駆除命令を発する、こういう考へ方でありませう。

○田中(恒)委員 この特別伐倒駆除で破砕なりあるいはチップ化といったようなことが考へられておるわけですが、考へ方としてはどうなんですか。やはりそのところの状況によつて焼いてしまつたり、あるいは破砕してしまつたり、活用するものはチップにしていく、こういうことですか。○秋山政府委員 先生御指摘のように、やはり貴重な木材資源を有効活用するといふことはきわめ

て重要でございますので、できるだけチップ化等によりましてそれを資源として活用する方向で考へております。

○田中(恒)委員 これは林野庁でわかると思ひますが、いまチップ、特に、ほとんどが外国から入つてきておると思ひますが、外国からの輸入チップの価格の最近の動向についてちよつとお知らせいただきたいと思います。

○秋山政府委員 輸入チップの価格、それから国内産チップの価格の関連でございますが、昭和五十四年四月以降は若干需給が逼迫いたしましたして価格が上がつたわけでございますが、昨年の後半から需要が大分減退いたしましたして、国産材チップの価格も実は軟化してまいつております。五十六年で見てまいりますと、国産材の針葉樹のチップは立米当たり八千四百円でございます、輸入は一万二千二百円ということでございます。輸入材の方が高うございます。

○田中(恒)委員 松くい虫の問題は、やはり枯れた松を所有者なり、今度市町村が自主的な防除計画を立てるということもあるわけですが、昨日の参考人の意見の中にもありましたが、やはり枯れた松をなくしていく、こういうものが出来なくて、これはも蔓延してまいりますと簡単なことで処理はできないと私は思ふのです。そのためにはやはり多少でも切れれば切り賃——切り賃とまではいかなくても、何か経済的なものにならないといふことがないといふことで見逃すといふか、松林を眺めてしまつて被害が広がる、こういうことになつておるわけですね。ですから思ひ切つて伐採をするということによつて、伐倒することによつて、経済的な価値といふかある程度の採算が成り立つような状況をつくるという点についてむしろ林野庁は力を入れるべきじゃないか。たしかいまこのチップは日米の十年計画ごとの更新でアメリカから相当入つてきておる。しかも価格は、いまお話をあつたように国内産のチップ材に比べて輸入チップ材は三、四割値段が高い、そして、いまアメリカから入つてくる物の価格もいまぐつと上がつ

てきました。たしかことし、たとえば私の県には大王製紙という大きな製紙会社がありますが、あるいは王子であるとか日本の大きな製紙資本、企業が契約の更新をしたのか、いましつづつあると思ひますが、余り高いので相当手控えている、だから国内産のチップに対する需要がふえかけておる、こういう状況にあると私は理解しておるわけですが。

私の県では県森連が松材を大王と契約をいたしまして、最近ちよつと上がりましたが、ちよつと正確には忘れましたが、工場渡しで一万四、五千円ぐらいでやつておるはずであります。そういう方策について政府が、これは農林水産省だけではだめでありませうが、特に通産省、きょうは呼んでおりませうけれども通産省が中心になつて、そういう形で国内のチップ材を確保していく。特に松が枯れ始めて半年以内のものであればまだ活用できるわけでありませうから、本格的に取り組んでみる必要があると思ふのです。この点について通産当局の協力がないうとできませんし、実はいまアメリカとこういうやかましい交渉の段階です。それから、時期は余りよくないから余り声を大きくしてあちこちには言われませうけれども、これは内々農林省、通産省、話し合ひを一通してやらう必要がある、私はこういうふうにお考へておるわけですが、大臣なりあるいは長官のこの点についての御意見を伺ひたいと思ひます。

○秋山政府委員 被害の松材を有効活用するといふ面から見ても、やはり森林所有者の方々が積極的に被害木を伐倒するといふ意欲を盛り上げなければならぬ、かように思つております。そこで、伐倒に当たりまして、もちろん自主的な防除と申しませうが、今回地区の実施計画におきましても、森林所有者の方々が自主的にこれを行はれる場合には助成するわけでございますが、さらに伐倒、搬出するといふふうなものにつきましては被害森林整備資金といふのがございませうが、これらを活用していただくと同時に、さらに今度は移動式チップパーとかあるいは移動式の炭化炉等

を使う場合には林業改善資金の技術導入資金といふのを使つたり、あるいはさらには国産材の産業振興資金の中にこういうものを活用する施設等の資金がございませうので、ぜひこれを活用していただくようにこれから進めていきたいと思つております。

さらに今度はチップの需給関係であります、長期的に見ますと、チップと申しますと不足化傾向にあるわけでございますので、業界筋はこれが長期に安定的に供給できる体制をつくるということがきつめて重要だらう、そういう面でも現在アメリカ等のチップを使つておる面がございませうが、将来の逼迫化傾向といふことに対応しまして、業界自身も国産材のチップを使うという機運が大分出てまいつております。したがひまして、私もこのチップの關係の業界等と話し合ひをしながら、国産材の松くい虫の被害材等につきまして有効活用できるようなそういう話し合ひをこれから積極的に進めてまいりたい、これがやはりその将来にわたつて被害木が駆除できる大きな影響につながるものだと思いますので、ぜひともそういう方向でこれから進めてまいりたい、かように考へておるところでございます。

○田中(恒)委員 従来の空中防除、それから地上散布、今度の特別伐倒防除あるいは市町村の自主防除、こういうそれぞれの内容の松くい虫退治の対策があるわけですが、こういうものを、全体的にどういふ森林区分のところに何を持っていくのか、あるいは被害の強度なりあるいは度合いによつてどういふものを持つていくのか、そういう形の全体のこれらの事業の組み合わせといふか組み立て方、これはどういふふうに進められるつもりでしようか。

○秋山政府委員 松くい虫の被害の状況につきましては、いわゆる被害のやうな状態のところ、あるいは中害の状況のところ、さらには被害の状況のところ、それぞれ被害の状況が違つておるわけでございます。したがひまして、私もその被害の発生している地域の被害の程度、どういふふう

な枯れ方をしているかというようなことを見きわめまして激害地域、中害地域、微害地域というふうに区分いたしまして、その中のまた松林につきましてはいわゆる保安林等の非常にこれからの公益的機能が高い森林あるいは先端地域の森林、それ以外の森林というふうに分けまして、特別防除とかあるいは特別伐倒駆除、それから普通の伐倒駆除、さらには激害地でどうにもならないようなところとはむしろ積極的に林種転換をいたしましてヒノキとか杉とかあるいはその他広葉樹の方に転換するとか、そういうような地域の実態に応じましていろいろな方法を組み合わせるまいりたい、かように考えておるところでございます。

特に一例を申し上げますと、さつき触れまし
たような激害地域、中害地域におきまして、高度
公益機能の松林につきましては特別伐倒駆除と特
別防除というものを導入しまして徹底的にやって
まいろう、そういうふうなことも考えておるとこ
ろでございます。

○田中恒委員 私どもは、できるだけ特別伐倒を中心にして進めてみる必要が今回の場合は必要なんじゃないか、こういう考えを持っておりますが、同時に、市町村における地区の実施計画を策定しているところとはこれまた一つの内容の特徴であるし、これの動き方によっても相当影響を与えると思うわけですが、しかし、松林のたくさんあるところの市町村というのは、松そのものが土壌的には比較的条件の悪いところにたくさんありますだけに、たとえば所在市町村の森林組合などの力というか、持っておる影響力というものも比較的弱い、そういうところが多いように思うわけです。市町村の熱意なども考えると、市町村に自主的な防除の体制や計画を進めさせるということについては、そのことだけでほっておいてもなかなか進まぬのじゃないか、こういう感じがいたしておるのでありますが、この辺については、特に民有林が圧倒的に多いわけでありますから、やはり森林所有者というのが中心になって防除の対策の中に力を入れていただくということが大

切だと思いますが、一体どういふふうなお考えでこの市町村の実施計画というものを進められるのか、このことをお尋ねをしてみたいと思います。

○秋山政府委員　先生御指摘のとおり、これからの防除を進めるに当たりましては総合的な防除をするということでございますので、県で策定します実施計画と町村で地区ごとにつくります実施計画とは当然整合性を待たなければいかぬわけでございます。したがしまして、この両者が調和がとれるような形に持っていきたい、かように考えておるところでございますので、計画をつくるに当たりましては関係都道府県と整合性につきまして十分協議をさせたい、かように考えているところでございます。すでに現在、松くい虫の比較的被害が激しい町村、全国に約四十カ所余りございますが、ここにおきましては、いま申し上げましたような形で自主的にこの計画につきまして実効性を上げ得るように県と調整をしながら実施している状況にあります。したがしまして、私ども、森林病虫害の防除員というのがそれぞれ配置してございますので、そういう人たちに指導をさせながら積極的に自主的防除ができるような体制をつくってまいりたい、かように考えておるところでございます。

○田中(恒)委員　市町村の実施というものについては少し力を入れていろいろな問題点を整理をしていただきたいと思いますが、もし仮に、市町村独自の動きが非常に活発になってまいりますと、私は、計上されている予算ではどうにもならないと思うのです。そういう場合に、いわゆる災害と云ったような視点から予備費などの流用と云ったようなものも考えられてしかるべきではないかと思ひますが、この点についてのお考えと、時間がありますから一二一緒に御質問いたしますが、私ども西日本は比較的松枯れの早く起きた地帯であります、最近松枯れだけでなく杉やヒノキにも同じような現象が見られる、こういう話が広島にまつておりますし、現実にはやはり杉などについてはタマバエなどのものが多少あらわれ始めてきて

おります。これはまだ非常に端緒的な様相であります。しかししところによつては相当広がつておるといふようなことも聞いておるわけです。松にとどまらずに杉、ヒノキというわが国の森林の、全くの骨組みであります。そういう材にまでこんな問題が出てくるということになりますと、私どもは松くい虫の対策というものを簡単に済ますわけにいかない。特に、やはり樹勢が弱まつてきておる。私は、森林の基本的な問題が、矛盾がこれにあらわれてきておるのじゃないかという気がするわけですが、この点についてお尋ねをしておきたいと思ふのです。

○秋山政府委員　まず第一点でございしますが、松くい虫防除予算の関係につきましては、これまで被害の実態、あるいは空中防除と申しますか特別防除を計画的に実施するというようなことで、その予算の拡充に努力してまいったわけでありませう。今回の対策におきましてもこの被害対策を総合的に実施するということで予算を確保してまいらなければならぬ、かように考えておるわけでありますが、やはり異常気象その他の関係で、そういう予算で被害量がカバーできない場合が過去に、おきましても二回ほどあったわけでありますが、

たとえは、四十八年におきまして二億五千万円あるいは五十三年には五億円の予備費を使用してきたという経緯もございます。私どもは、やはり被害の終息に向けまして予算的にも確保してまいりたい、かように努力しておるところでございます。それから次に、松くい虫以外の杉などに被害が出ているという問題でございますが、最近、御指摘のとおり杉材のタマバエというのが杉の造林地等に出たり、あるいはスギカミキリ、それからスギノアカネトラカミキリというふうな被害が若干出てまいっております。これは表面になかなかな見えにくい被害でございますが、現在、林業試験場等におきまして積極的にこの対応につきまして調査研究をお願いしているわけでございまして、いま一番大事なものは、間伐を積極的に行いまして風通しをよくすることが非常に

有効な防除効果がありますので、そういう形で指導してまいっておりますし、これからも積極的に指導をしてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○田中(恒)委員 最後に、この改正案は前回と同じように五年間の時限ということに区切られておるわけですが、五年間やってみなければともさっぱり効果——さっぱりとも言いませんが、効果が少なく、ますます拡大をしてきたということであり、ますます、今度のこの内容で、そうしたら五年後この状態がなくなるかというと、これはだれもなくなると思っていない。にもかかわらず、五年間であるということであり、また、一体政府は、やり切れない場合どうするのか、どんなおつもりでこの五年間という時限を区切られたのか、このことを最後に御質問して終わりたいと思います。

○秋山政府委員　今回御審議いただいております法案につきましては、先生御指摘のとおり、やはり非常に異常な被害が広範囲に発生しているわけでございまして、私どもやはりこの被害対策は緊要かつ総合的に推進するということ意味におきまして特例的な措置としてやろうと考えておるわけでございます。

〔委員長退席 渡辺省〕委員長代理着席〕
そこで異常気象等が発生する場合もあり得ますので、きわめて不確定な要素もございますけれども、今回の制度におきましては、特別伐倒駆除だとかか樹種転換とかさらには市町村の協力というようなものも含めまして総合的に推進して、できるだけ努力してまいるつもりでございます。そういう意味におきまして、早期に終息できるように五年間という行政目標を設定いたしまして全力を挙げてまいりたいと考えているわけであります。

そこで、五年間に終息しない場合でございますが、その時点におきましては、またその被害の事態あるいは技術進歩等を踏まえまして検討してまいります。もしまた必要があれば再度国会の判断を仰ぎたい、かように考えているところでございます。

○田中(恒)委員 終わります。

○田中(恒)委員 終わります。

○渡辺(省)委員長代理 水田稔君。

○水田委員 いま、今後の五年間についての話もありましたけれども、五年前にこの法律をつくるときに林野庁は、その前の五年間予算措置だけで実験をやりました、そしてこれでやれば被害地は三年、被害地は一年で一%以下の終息型に持っていけると胸を張って言われたわけですね。ところが実際には大変な被害が起こつておるわけです。ですから、その以前の状況とこの法律をつくって空散をやつてからの被害の状況、簡単に結構ですが、それと先ほど答弁ありましたけれども、異常気象というのは私はどうしてもただだけませんので、原因というのが、それまでの調査をやつてそれで対応するものとして科学的に、こういうこととで言われたのですが、それが全部吹っ飛んでしまったわけですから、その原因についてどういふぐあいにお考えになつておられるか、まずお伺いしたいと思ひます。

○秋山政府委員 最近におきまところの松くい虫の被害材積につきましては、昭和四十五年ごろまでは四十万立米程度で推移したわけですが、四十六年以降増大してまいりまして、四十八年、五十年、この年度では大体百万立米メートル前後の被害を記録しております。五十一年度には八十万立米と減少したわけですが、先生いまお話のございました松くい虫防除特別措置法の制定後の五十二年におきましては八十一万立米のものが、五十三年におきましては夏季の異常気象の影響が起きました二百七万立米と急激に増大し、さらに五十四年には二百四十三万立米と激甚の度を加えたわけでありまして、五十五年におきましても若干減少いたしましたが二百十萬立米に及んでおりまして、五十六年におきましてもほぼ同じ程度の被害が出るのではないかとこのように予想しているわけでございます。

そこで、この中身につきまして若干触れますと、この異常気象の原因との関係でございますが、この被害地の特徴を見てまいりますと、従来比較的被害が軽微であつた地域、栃木とか茨城とか静岡とかあるいは鳥取でございますが、ここにおきましては異常に非連続に爆発的にふえまして、たとへば茨城におきましては、前の年の二十八倍というふうな被害量が出てまいっております。それから、従来、比較的早くから被害の出たところにつきましては、横ばいあるいは減少傾向をすでに示しておりました、佐賀県、熊本県、長崎県等におきましてはこれがむしろ少なくなつてまいっております。

それからもう一点、従来、被害が出ておりました地域におきまして、群馬、埼玉、新潟等の県におきまして異常の被害が出てまいつたわけでございます。

そこで、材線虫の問題に關係するわけでございますが、材線虫が異常に増殖をするというのは摂氏二十五度から三十度の間と言われております。摂氏二十度以下ですと増殖はできないわけでありまして、非常に高温になりますと繁殖が高まる。

一方におきまして、植物そのものは蒸散作用の關係におきまして非常に弱まるということもございまして、これらの原因が相乗的にあらわれて被害が出てまいつたというふうな考えられます。

もう一点は、いままで比較的軽微の被害のところへ急増したということでありまして、たとえば茨城で申し上げますと、土壌が非常に乾性土壌であつたということやら、あるいは松林が平地林で農地と非常に錯綜している關係もございまして、空中防除等がなかなかできなかったというふうな原因もあつたようでございます。

以上、原因を総合いたしますと、やはり異常気象ということが大きな原因になつてゐるというふうな理解しておるわけでありまして。

○水田委員 私は、異常気象というのはどうもいだけないのです。昭和四十八年は非常に温度が高いい年であつたわけですね。それから、明治以降異常高温の年というのは何回となくあるはずなんです。そこでは起きてないのです。だから、五十三年に異常気象によつて起つたということ、

それだけを原因と考えるというのはどうもおかしいと思ふのです。その点の説明がないわけですね。先ほどは、一つは大気汚染の關係なりあるいは土壌が乾性のためとか、いろいろなことを言われながら、そういう中でいふことを言われたのですが、いままさに異常気象だけというのは責任をよそにすりつけようと思ふのです。たとえば、二十五度から三十度でマツノマダラカミキリが一番繁殖するというのなら、そんな気温に日本では夏はいつもなるわけですね。だから、われわれが不思議に思ふのは、マツノマダラカミキリだと断定して、年間平均気温大体九・五度ならそこから以下のところへは恐らく行かないだろうと、この法律をつくつて空散をやるときに、範囲を考えると、

あるいはマツノマダラカミキリというのは大体半徑五百メートル以上は飛ばないだろうというふうなことも言われてきたわけですね。ところが、単に異常気象だけでそれがこれだけ爆発的に全国的に広がつていくということはいままでの説明では何ともしようがない。その理由を説明してほしいと思ふんです。

それから、先ほど説明がありましたと、たとえば、長崎とか佐賀とか熊本とか、先ほど田中さんは岡山も言いましたけれども、横ばいか微増ということになつてゐる。それは、枯れるべき松林が減つてきたから行くところがなくなつたわけですが、これは私は後で聞きたいと思ふのですが、たとえば、薬をまくことによって耐性ができて強くなつたものが処女地へ向かつていった。だから、茨城などというのはいままで入つてないから、一遍に二十八倍になつたのじゃないか、こういうふうな疑いも持つわけですね。

この五年間で、少なくともこのやり方なら科学的に調査して原因はこれだ、そして被害地であるうとも三年間で終息型に持つていけると自信を持つて言つたのです。その責任は一体どうなるのですか。そうならなかつたという反省がなければ、次の法律を少々手直ししたつて、先ほど田中さんから、五年間でできなかったらどうするんだと

言われたように、同じことを繰り返すんですよ。だから、いままで調べてきたことに間違いはなかつたのか、この空散を中心にするやり方で実際に松枯れが終息へ向かつていくのかどうか。その点、この五年間の反省というのは、原因と被害の状況から一体どういふぐあいにお考えになつてゐるか、まずその点をお答えいただきたいと思ふのです。

○秋山政府委員 まず最初の御指摘の点でございますが、たしか四十八年当時、気象が非常に高温少雨ということでございまして、西日本を中心として被害が出まして、当時やはり予備費を使ひましてそれに対応したという経緯がございまして、これらの地域につきましては、その後防除体制が整備されてまいりましたのと、空中防除、地上の伐倒駆除と積極的に進めた關係もございまして、今回につきましてはそういう爆発型の被害にはなつておらぬわけでございます。

それから、マダラカミキリの關係につきましても耐性が出てきたのではないかとこのことでありますが、薬剤の抵抗性の問題につきましてはこれも農業害虫等におきまして幾つかの例がございまして、これらの害虫の経過を見てまいりますと、年間に世代交代の回数が多い昆虫につきましては、これがもし農業を頻りに散布する場合にはそういうことが言えるわけでありまして、マツノマダラカミキリの場合には、世代の交代は一年に一回でございまして、しかも薬剤は一年に一回ないしは二回でございまして、抵抗性が生じてゐるということとは現在考えられないわけでありまして、なお、同一の薬剤を長年使つた場合に抵抗性がどう出てくるかということにつきましては、いま林業試験場で研究をしてもらつてゐるところであります。

それから、これまでの防除体制について反省の上に立つて今回どう考へておるかということですが、特別防除と申しますのはあくまでも予防でございますので、まず予防を実施する。しかしながら、予防だけでは被害が完全になくなるこ

とはなかなかむずかしい面もございますので、そこにおきましては保安林等の公益的な機能の高いところについては特別伐倒駆除で徹底的に駆除をする、また、それ以外のところについては普通の伐倒駆除で、ですから地上と両方をおかみ合わせながら、さらにどうにもならぬところについては林地転換というところで別の樹種を植えるなりあるいは抵抗性の松を植えるなりいたしまして、松林の機能あるいは森林の機能をこれから高めていく努力をしなければならぬだろう、かように考えておるところであります。

○水田委員 私が開いておるのは、五年間実験をやりました、原因はこうだ——最初わからなかったのです、だから松の中におる虫は皆害を与えておるのだということまでやったものなんです。そして研究の結果、マツノマダラカミキリ、それに寄生する材線虫、これが出てきて新芽を食うときということでの方法でやった。範囲は年間平均気温九・五度C以上のところで生息するだろう、そこから北、寒いところは行かないだろう、飛ぶのは五百メートルだから、そのやられておるところの周辺はこういうようにやったらいいじゃないかということ、いまの手法を開発して五年間やられたのです。そして林野庁はもともとこれをやれば被害地でも三年でなくなる、終息型に持っていくと、この前の記録をあらにしたならいい、胸を張って言われておるのですよ。ならなかったのですよ。平均気温が九・五度Cのところまで行っておる。いま残っておるのは、入ってないのは秋田県と青森県と北海道だけになった。日本列島全部行ったわけです。そうするとどうもそこらあたりの、いままで調査に基づいてこの対応でいいと言った空散のやり方に間違いがあったのではないだろうか。あるいは私の地元で申し上げます。竜の口の国有林が三年間まいたのです。予防です。もちろんその山の周辺には民家がありまうからそこはまかなった。しかし、まかなったところが真・赤に枯れたわけじゃないのです。三年たつて、四年目にやめたのです。一挙に全山

枯れてしまったのです。この事態は、マツノマダラカミキリと材線虫に対する防除の仕方が、一体この形でいいのかわかを歴然と教えてくれておるわけです。そういう反省はないのですか。三百億という国費をかけて、これで終息しますと国民に言ったのです。国会に対しても言ったのです。胸を張って言われたのです。それが結果的にはそれ以上の被害をいま蔓延させておるわけです。そのことについて何かそこに問題があったのではなうかという反省はないのかどうか。ないのですか。国民の税金をこれだけ使ったのですよ。

○秋山政府委員 私ども、先ほど触れましたとおり過去の五年間の防除実績を踏まえて、林政審議会の中にもこの五年間の実行経過につき反省をし、現在御審議いただいておりますような総合防除体制に持っていくことが将来、終息型の、いわゆる被害型の被害に持っていくというふうには結論づけまして、そういう体制を今度しいたわけでございますので、私どもは今度の新しい方法で積極的に努力いたしまして、何としても松の被害を終息していきたい、かように考えているところでございます。

○水田委員 少なくとも国費を三百億もつぎ込んで、国会に対して、これで完全に終息型に持っていく、こう言ったのですよ。それができなかった。それどころではない、倍以上の被害になって、毎年被害がふえておるわけですね。そのことについて、科学的な調査のやり方に問題があったのか、あるいは金のかけようが少なかつたのか、そういう点のきちとした反省の上に次の法案が出なかつたら、さっきの質問に対しても明確に答えられぬでしょう。そのときになってみなければわからぬというやうなことで、また何百億という国費をかけることを認めてくれなうというはおこがましいですよ。そうじゃないですか。では、幾ら金がかかってもいいから、国民から余り反発を買わなう形で松の被害を防除するのとはどういう方法が一番いいと思ひますか、金のことを考えずに。

○秋山政府委員 私どもただいま御審議いただいております方法は、先ほど触れましたとおり予防につきましては空中防除で必要となるをや、それではやはり地域の環境あるいは農業、漁業等への被害の防止その他の関係でできない面もございます。したがって、それにつきましては地上において特別伐倒駆除あるいは普通の伐倒駆除、さらには林地転換というあらゆる方法をおかみ合わせながらやっていくことが非常に大事であらうと思ひますので、ぜひともこういう形で進むことが現在是最善の方法だろうと考えております。

○水田委員 最善の方法ならきつとできなういけません。いいですか、一百万立米、一千万本の木を伐倒駆除するのに予算十億少々です。だから、昭和二十一年から二年にかけて松の被害が蔓延しました。こんなりつぱな松がどんどん枯れていったのです。そのときにヘリコプター使つて空散やりましたか。どうやってこれをとめることができたのですか。これは林野庁もそのときの記録あると思うのですよ。この駆除をどういう形でやられたのですか。

○秋山政府委員 やはり最近の状況を見ましますと——かつては松の被害木を伐倒し、それに對して薬剤駆除あるいは剥皮、焼却というやうな方法でやつた場合におきまして、当時は燃料その他に非常に活用されておつたということがございまして、それが結果的に害虫を焼き殺したということで生息密度を少なくしたということがあつたと思ひます。

それから、さらに防除の方法といたしましては、空中からももちろんいたしますが、地上からの散布もございまして地上で伐倒して駆除する方法もございまして、こういう方法をとり、さらには貴重な松につきましては、現在開発中でございまして直接樹木に注射するとか、あるいは土壌に埋め込んでやるとかいう方法も近々実現され得るわけでございますので、いろいろな方法をやってこれからも最大の努力をする以外にないだろうと感じております。

○水田委員 私の質問に答えてください。昭和二十一年から二年にかけて日本でも同じやうな松枯れの被害があつたのです。それは防除をやつてできたのですよ。そのやつた方法は何かだったのであうかということを聞いておるのですよ。

○秋山政府委員 当時は、GHQの指令もございまして、農山村に住んでおる方々も相当おられましたし、先ほど触れましたやうに燃料として松がきわめて……(水田委員「関係ないです、そんなもの。どうやって防除したか」と呼ぶ)それは自主的に伐倒し、剥皮、焼却という形でこれを駆除したのであります。

○水田委員 事実じゃないことを言つてもらつちや困るのです。いいですか、あのときは軍隊から帰つた若者を集めて伐倒隊をつくつて、そしてその地区地区へ、松枯れのところへ行つて全部伐倒駆除したのである、もちろん焼却して。そのときにいまのやうな薬剤はなかつたのですよ。だから、金をかけてやる気なら、そういう体制をつくればできぬことはない、そして環境被害あるいは生態系を乱すやうなことはなかつたという事実が戦後にあるのです。だから、本来ならば、それができるなら一番いいのでしよう。私は、この反省のもとに次の対応というのを考えるべきだ、時間の関係でそれだけ申し上げておきます。

そこで、私は、これは大臣に答えていたきたいのですが、少なくともあのときに胸を張つて、被害地三年、中害地二年、微害地は一年でまさに全部終息型に持っていく、こう言つたのです。ところが、その法律でできた翌年に倍になつたわけですが、その時点で、これは異常と何と言われようとも、その状態では、時限立法である五年間のこの法律でどういうやり方では防ぎ得ないといふことは当然判断できたと思ひます。予算が倍にも三倍にも一過になるならともかくも、そうしたならば、五年たつてやはりだめだつたから、ここでもう一遍こういう手直しをして法律を改正す

という出し方ではなくて、そこで、これでは守れない、本当に松林を守るといふ気概があるのなら思い切った法改正、そういうことがむしろ政府側から先に五十二年あるいは四年の段階で出てくるべきではなかったか、そういう点では責任があるのではないかと思います、いかがですか。

○田澤国務大臣 松くい虫の被害は、いま御指摘のように北海道、青森、秋田以外の全国に及んでおるわけでございまして、しかも松は、桜あるいはまた梅、竹と同様日本を代表する木でもあり、非常にめでたい木でもございまして、私たちが何としてもこの松を国土から失いたくない。それが日本を代表する一つの景色となり、日本を象徴する国土になっているわけでございまして、そういう意味で松がだんだん枯れていくことには本当にさびしきを感じてございまして。しかも、松くい虫の被害木がそのまま林立しているということは非常に醜い現象でございまして、私は、何としてもこの対策を抜本的に考えなければならぬということで改正法案をお願いしているわけでございまして。確かに、五十二年の法律が制定された後被害が非常に大きく出たのでございまして、いま林野庁の専門家の間では、やはり異常気象が松くい虫を大きくさせた原因だ、こう言っているわけでございまして、しかし、何かそれだけではないような気もいたします。しかし、しばらくはここに大きな原因があるのかという、それ自体がいまの研究の段階ではなかなか把握できない。

そこで、五十二年、四年に、水田さん御指摘のように、なぜその当時もつと抜本的な対策をしなかったか、また法改正もその折またやたらどうなんだという御指摘でございまして、これは五十二年ではその対策として予備費の使用によって伐倒駆除の拡大をやったわけなんです。それから、そのほか治山事業の実施を五十五年にその対策をも含めて進めてみたり、林業改善資金の活用を五十五年以降やってみたり、いろいろな対策は進めてきたわけなんです。ところが、いまの研究の段

階では、五十二年の異常気象というものが大きな原因となって、その後年々その拡大をするという状況になっている。これは、もちろん樹勢その他いろいろの面に影響を与えていると思います。ですから、今回の改正を通じて、これまでの経験を通して、総合的な対策を考えまして、先ほど申し上げましたいわゆる日本列島から松が枯れる姿をなくしていくということに重点を置いて進めていかなければならないと考えております。

そこで、確かに過去において林野庁、農林省は胸を張って何年間にこれが防除できるということをお申し上げたと思うのでございまして、その当時の技術の状況、その当時の判断ではこれが最高だ、このことによって撲滅はできるといふような考え方で進められたと思うのでございまして、先ほど来、林野庁長官から答弁されておりますとおり、異常気象によるいろいろな変化が今日このよう被害の拡大を見ているということなのでございまして、私たちは決してその責任を逃れるわけではございませぬけれども、その過去のいろいろな経験を生かして今後の対策に万全を期してみたい、かように考えているわけでございまして、いろいろな点でまた御協力をいただかなければならないと思います。

私たちとしては、先ほど申し上げましたように、五十二年、五十四年にはそれなりの対策を進めてきた。しかし、それ以上の被害が出てきたということは、結局言くと、松くい虫の対策の戦いに負けた。しかし、努力はしたんだということですね。それで、敵も理解できなかつたし、自分の方も反省することはできた。それを基礎にしながらこの法改正を進めて、その撲滅のために努力をしたいということにございまして、どうかその点御理解いただきたいと思うのでございまして。

○水田委員 大臣も長官も、異常気象というのに一番のウェイトがある、こういう言い方を。異常気象のウエイトを調べてもらいなさい。異常高温の年というのは何年となくあるのですよ。四十八年のときもそうだった。そのときの対応は、

五十二年の法律ができるよりはずと予算も少ないし、法律がないのですからそんなに十分なあれができておるわけがない。その年に一挙に倍にはなっておらないのですから、異常気象ということだけで自分たちが胸を張ってやった対応策、そのものになる被害の原因調査というものを含めて相手がよくわかつたと言えぬあれじやないと私は思うのです。なお終息しないからこれを継続してやりたいというにすぎないですね。ですから、私は、異常気象というそれだけに罪をなすりつけるようなやり方は、これは林野庁の責任逃れですよ。自分たちはこれでやりますと言ったのをやれなんだことは、責任回避と言わざるを得ない。

では、先ほどからも言いますように、たとえば、マツノマダラカミキリというのは平均気温九・五度C以下のところでも生息するという調査の結果は出たのですか。あるいは飛ぶのは半径五百メートル、それはいままでだんだん強くなって、追われるものから逃げたという人間がびっくりしたら異常な力が出ます。命にかかると思ったら、寝たきりのおばあさんが荷物を持って飛び出すのですから、マツノマダラカミキリも命にかかると思ったら、五百メートルしか飛べぬのが千メートルくらい飛ぶようになって、被害はないと思われたところへ、予防措置として空散しなかつたところへ飛んでいってばつとやられたとか、そういうことが起こったのかどうか、そういう調査はどうなんですか。それをせぬと敵はわからぬですよ。

○秋山政府委員 被害はマダラカミキリと材線虫の関係でございまして。九五度と申しますのは、材線虫が発育できない限界値でございまして、マダラカミキリとは別でございまして。やはりマダラカミキリと材線虫が一緒になって初めて被害型被害が出るわけでございまして、その点を御理解いただきたいと思ひます。それから、五百メートルということにございまして、これは実験データがいろいろございまして、大体数百メートルぐらゐを一年に移動するという

調査は試験場での結果で出てまいっております。○水田委員 では、被害の状況から、たとえば前年に被害があつたところから五百メートル以上のところへ被害は出ていないという調査が出ておると思う。それなら、マダラカミキリの習性というのが違つておつたということになるでしょう。なぜなら、さっきの話では、竜の口は、周りのまいたところ以外の住宅の周辺の松が真っ赤にやられるほどマツノマダラカミキリあるいは材線虫がその中に生息して、そして三年目にやめたら一挙に全山やられたというのではないのです。何本かはやられておるけれども、その数は知れておる。しかし、全山やられるほどのマツノマダラカミキリ、材線虫がどこから飛んできたのかというのはいわゆる敵です。そういう点が解明されなければ、敵を知つたということにはならぬでしょう。敵がわからぬままに、前の分でもう空散だけではいかぬから、伐倒駆除をちよつと入れます。樹種転換をやりますということに根本的な対応策になるのかどうか、それが問違つておるのではないか、こう言っているのです。そういう研究はどうなんですか。

それからもう一つについて聞きますが、天敵について。このままでいくのなら、これは絶対守りたいというのは毎年まかぬとだめなんです。そうすると、日本の松を守るためには、これからどんな生態系が狂おうとも、守ろうと思ふ松林は薬剤を何年にもわたつてまかななければならぬ。そうすると、いわゆる生態系というのは破壊されていくわけですね。それを考えれば、当然天敵の問題等については、自然の生態系のサイクルの中でほとんどのマツノマダラカミキリなり材線虫は仕方ない、将来はそういう形で存在するようにすべきだろうと思ふのです。これは、空散でいつまでもやたらよろしいという問題ではなく、あくまでも緊急やむを得ざる措置として林野庁も考えられておると思うのです。ですから、将来への展望としては、やはり自然の生態系の中で松がやられないような状態をつくるためには、天敵の問

題というのは大事な問題だと思つたのです。そういう点の研究、それから、マツノマダラカミキリなり材線虫の性質と被害が出た状態とがいままでの研究と一致するかどうか、そこを含めて御答弁いただきたいと思つた。

○秋山政府委員　まず、天敵の関係につきましてお答えいたします。

天敵を利用した防除技術につきましては、五十三年度以来林業試験場におきまして、また、公立の林業試験場と協力いたしまして検討してまいっておるわけですが、現在、マツノマダラカミキリの天敵といたしましては、セラチア菌という細菌でございますが、これとボーベリアバッシア菌、これは糸状菌でございますが、これが病原体として確認されております。今後の課題は、やはりこれを大量に培養する、また実用化に向けては散布技術、それから野外での接種、さらには散布技術というふうな研究を進めていくことが必要だろうということで、現在鋭意努力をしていくところであります。

それから、昆虫類にも天敵がございますが、たとえばオオコクヌストとかアリモドキカクコムシとかいうのがございますが、これにつきましては、飼育あるいは増殖というのには非常に困難ですから、実用化にはちょっと可能性が薄いだろうというふうな試験場の見解でございます。したがって、まずは運び屋のマダラカミキリにつきましては、そういう天敵をこれから積極的に増殖して活用するというふうな方法も考えなければならぬわけでございます。

それから、線虫の方でございますが、マツノザイセンチュウの天敵としましては、数種の微生物とかダニ類が検出されておりますけれども、まだその寄生様式につきまして不明な点がございますので、まずはそれにつきまして説明を行つておるところであります。

それからもう一つ、長期の視点といたしましては、やはり抵抗性の強い松をつくり出すということが必要であるわけでありまして、現在のこの選抜

育種におきましては、被害地の中におきますところの枯れない残つている松から個体を選抜いたしまして、それをもとにいたしまして将来抵抗性の強い個体を増殖して、それを積極的に導入してまいらうということ、もう一点は、日本のクロマツのクローンと中国の馬尾松という松でございますが、これをかけ合わせましたF1が……（水田委員「そんなことは質問していいです」と呼ぶ）そういう意味の恒久的措置をやつていかなければならぬかという、かように考えておるところであります。

○水田委員　私の質問に答えてください。たとえば、いままでの調査研究のマツノマダラカミキリなり材線虫の性格なり生態を調べて、そのまゝ、それで空散という形でやつて、そして被害が出た。たとえば、何メートル飛ぶと言つて、大体前年に起こつたところの予防措置をやつて、ここは飛ばないだろうというやうなぬわけですね。そういう問題で、いままで調査研究した生態としまして実際に被害が起こつた状態との比較調査ですね、そういう点から研究のあれが前の法案をつくつたときと違つておるのじやないかと私は言つておるわけですね。たとえば、何回も言いますけれども、この竜の口のところはどんなに考えても、そこへ三年間まいたのです。青々としておつた。それで、周りは全部やられたわけじゃないのです。何本かやられておる状態で、あの広い山が全山一挙にやられるというの、一体どういふマツノマダラカミキリなり材線虫の生態があつてそういうことが起こるのか想像できないのです。もともと、調べたらこういうことだからこういうやり方でやれると言つたことは全然違つた状態が起こつてきたわけですね。全国的に調べればたくさんそういうことがあると思うのです。そういう問題、たとえば千メートルも千五百メートルも離れておるところに翌年にはばつと被害が出る、そういう問題もあると思つたのです。そういう点で、虫の研究が間違つておつたのではないか、そういう点はないのかと言つて聞いておるのです。

○秋山政府委員　それにつきまして一つのデータとして申し上げられますのは、やはり被害を受けた松、松丸太を移動することによつて突発的に出て、そこで被害が発生したという例がございますので、それも一つの原因だろうと考えております。

○水田委員　そういう御答弁では、私が言つたように、もっと本当にこれだけの国費をかけてやるのならちゃんとした調査に基づいて、これならやれますよと言つてこの前胸を張つたのですが、今度ももう一遍、あれはこういう点は間違つておつたけれども、こういうやり方をやればやれますよという、そういうもので出さなければ——金を使わずに、みんなの精神条項で法律をつくるのなら構わぬです。よろしい。では、あとは、これはまた時間の関係がありますから、後のわが党の質問で詰めていただくことにしたいと思います。

それからもう一つは、いままで相当な範囲に空散をやつたわけですね。これは低毒性なものだといひながら、毒性があることは間違いないわけですね。これは相当気を使つてやつたと言つたのですが、一つは動植物あるいは昆虫類、後で環境庁、文化庁にも聞きますけれども、そういう自然環境としてわりによく保たれておるところが破壊されていった、そういう問題もないとは言えないと思つたのです。ですから、人間を含めての動植物に対する被害とかそういう自然環境に対する、いままで林野庁として空散をやつた中で起こつた事態、重立ったもので結構ですが、そういう点は効果とそういう被害を与えたこととの価値判断の問題もありませんが、そこあたりはどういうぐあいに調査して持つておられますか伺いたい。

○秋山政府委員　五十二年から現在の特別措置法に基づきまして空中防除をやつてまいつておるわけでございますが、三十二の県におきましてこの効果調査をすると同時に、十県におきまして、この空中防除によりまして昆虫、鳥、土壌、河川というものにどういふふうな影響が出てきているかというのを継続的に調査をしまつておるわけでありまして、昆虫等におきましては当初におき

まして若干減つたところがありますが、やはり十日、一月とたちますと戻つてきているというふうな結果であります。それから植物につきましては、ヌルデ、ウルシ等の系統につきまして斑点等という被害が出ておるといふふうなこともありますが、そう大きな被害は出てまいりません。それから鳥につきましては、営巣、ふ化その他につきましてほとんど影響が出てまいりません。水につきましては散布後三日ないし五日におきましてはそれぞれ検出されますが、ある段階になりますと微量になつて検出されないという、そういう調査データが十県から出てまいりまして

○水田委員　長官の答弁によりまして、大したことは起こつていないと言われるわけですが、私どもは、これは前にも委員会でも言われましたように、たとえば、大阪府の能勢では、井戸水を使つておるところのその水源地へまいりまして、あるいはこれは兵庫県の川西市になりまして、六カ所、六十ヘクタールに、全く広報をしないですからばつとまいた。これは人間がおるわけですね。そういう問題がある。あるいは効果があつたと言われるのですが、これは愛媛県の伊予市と砥部町にまたがるところで、この地域の「農業の空中散布について考える母親の会」が、空散した後虫を全部拾ひまして、愛媛大学に持つていって調べてもらったのですが、マツノマダラカミキリはゼロで、ほかの昆虫がたくさん死んでおつた。こういうふうなことが現実にはある。これははずかですが、こういう問題というのは全国的に起こつておると思つたのです。そういう点については、林野庁としてはどういふぐあいに考えておられますか。

○秋山政府委員　空中防除をいたします場合の散布された液につきましては、これが乾燥しますと、今度はそれをマダラカミキリが後食いたしまして初めて死ぬというふうな経緯をたどるわけでございます。したがって、飛んでいる虫を殺すという形ではなくて、やはり散布してから相当長期にわたりました、三週間等の長期にわたりました

これを調べていかなければならぬと考えておるわけであります。

そこで、一例を申し上げますと、林業試験場におきまして、ヘクトール当たり六十リッターのMEP乳剤をまきました結果、二十日間を調査いたしますと、これは毎日毎日少ずつ落ちてくるということでありまして、九百平米につきまして三十七頭のマダラカミキリが落ちておる、そういう調査がなされております。したがって、一遍でというよりも、薬剤を散布いたしまして有効の期間中継続的に追跡調査をするということがむしろこの調査のなかめだろうと思ひますし、そうあつて初めてその成果が出るものである、かように考えております。

○水田委員 空散は大変気を使つてやつておると言ひながら、いま申し上げた例などは、これはミナスなのですか、それともそういううすんなやり方をしておるのか。関係住民からそういう声が上がるといふのは、やはり方に問題があるのじやないか。

それからもう一つは、伊予の問題は、一匹も出ないといふのは、松の葉っぱにかかつて、羽化したものが出てきてその若芽を食うわけですね。そして落ちるわけです。大体二回まくのですよ。そうしたら、少なくとも痕跡もとどめぬといふのはどういふことなのだろうか。予防で、よそから飛んできたのかぬから、全くおらぬところにかくのです。あれは一週間もしたら薬効がなくなるわけですからね。全くおらぬところにまいておるといふこともあつたのではないか。そういう場所の選定等について問題はなかつたのでしょうか。そういう問題を含めたこの五年間の全体の成果と欠陥と反省、そういうものがこれからの法案の中で生かされていかなければならぬと思うのですが、そういう点はないのですか。こういうことでやつて、自分たちの調査したものだけにこういうぐあいに効果がありましたというのではなくて、現実にごういうデータを、心配だから民間の人もつてある。そういうものを一体どう評価するか。やはりそういう姿勢がなければだめだと思ふのです。

よ。

住民が反対すればまかぬ、こんなことを言われまされども、今度の法律でも、計画で決めれば、いやと言つたところで頭の上に毒を強制的にまくわけですから。住民が絶対いやだと言ふからまかぬというなら、それはいいですよ。だけれども、そういう一般の国民のこの問題に対する心配あるいは問題がたぐさん出てきておる、そのことをどういふぐあいにとらえて法案の中に生かすということをお考えなのか、聞かしていただきたいということなのです。

○秋山政府委員 私ども、昭和五十二年から現在まで、全国三十二県におきまして調査地点を設けて、追跡調査、経年調査をしてまいつておりますが、その段階におきましては松くい虫の被害が減少しているという傾向がございますので、私はやはり空中防除の効果はあるといふふうに理解をしております。

それから、ただいま先生御指摘の個別の話につきましては、私もいま初めてですからちよつと申し上げかねますが、空中散布をいたしましてから、樹冠に付着しているその薬剤の効果は、一ないし二ppmの効果ですと大体一週間でカミキリが死ぬといふふうに言われておりますので、そういうことを前提に私も計画を立てておりますので、私どもとしては、松くい虫の空中防除につきましては、一般的に申し上げますと、これは効果があるといふふうに理解しております。

○水田委員 いまの答弁といふのは、もう大変な答弁だと思ふのですよ。

相当大きな地域、地域では大変なこと、新聞記事もこの程度のものですからね。べたの記事で出ておるのじやないのです。全国的に起こつていふわけですね。長官、全く初耳だと言ふのは、こういう状態をちゃんとわきまえて新しい法案づくりをやるべきじやないのですか。その点が一番問題でしょう。どうなんですか。

○秋山政府委員 いまの新聞記事は理解いたしました。現地について調査しておりませんので、さ

よう申し上げたところであります。

（渡辺（省）委員長代理退席、委員長着席）
○水田委員 長官に行けと言つておるのじやないのですよ。林野庁というのは全国に出先機関があるわけでしょう。そこから上げてくれば、少なくともこれは全部出てくるわけですよ。それをどう評価するかという姿勢がなければ本場に実のある対応策といふのは私は出てこないと思ふのです。これも時間の関係で後で詰めてもらいます。いまの長官の姿勢といふのは、けしからぬ姿勢だといふことだけ申し上げておきます。

環境庁、おいでになつていますか。環境庁にお尋ねしますが、これは日本全国に、無差別ということじやないのですけれども、これだけの薬剤を散布するわけですね。天然記念物については文化庁にお伺いしますけれども、たとえば、アセスをやらずにこれはまいておるわけですよ。法的にはまだアセス法案が成立してませんから別ですが、それぞれに大規模な工事をやるときにはアセスをやる。そうすると、貴重な品種、たとえばハッチョウトンボがここに生息しているといふのがわかるわけですね。あるいは、生息地として指定されてないけれども、ああ、ここはゲンジボタルがおつたんだな、そういうことがわかつて、それをどう守るかといふことで、工事をやる時にいろいろ手当てをするわけです。こういう形でまかれる中で、環境庁で言えば恐らく国立公園とか国定公園、国定公園は県の管理になりますが、国立公園等ですね。それは当然協議があるだろうと思ひますが、そうでない場所ですらそういう貴重なところはたくさんあると思ふのです。そういう点で、五年前と今日とを比べて、この空散によつてどういふぐあいに自然環境が破壊されたのか、どういふぐあになつておるのか、そういう御調査をやられたことがありますか。やられておれば、その状況をひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○高峯説明員 いま御指摘のありました調査でございますが、そういう御指摘に即しました調査はまだいたしておりません。

しかし、いまお話ございましたように空中散布が自然環境に与える影響、環境庁といたしましても非常に重大視しております。国立公園、それから国定公園、それから鳥獣保護区、それから特定鳥獣の生息地域、こういったところは空中散布の対象から除くということを林野庁に申し入れをいたしております。林野庁の方でも基本方針にその旨措置してございます。

それから、そういう国立公園とか国定公園以外の地域で貴重な動植物がある場所があるのではないかと、その場合にどうするかという問題でございますが、その点につきましては、林野庁の方で示しておられます基本方針の中に空中散布を実施する場合の実施計画の策定に当たつて、関係都府県との自然環境担当部局とよく連絡をとつてやるようにということが示されております。

それから、関係の連絡会議がございまして、その連絡会議には国立公園の管理事務所長も入っておりますし、都道府県の自然環境担当部局も入っておりますので、そういう場を通じまして自然環境なり自然生態系の破壊が進まないようにといふことをチェックしてまいりたいと考えております。

○水田委員 してまいりたいでは困るのですね。これは実際薬をまき出して十年間たつのです。法律ができる前に、五年前から空散を試験的にやつておるわけですね。そしてこの五年間は、法律のもとに空散をやつてきたわけですね。私がさっき言いましたように、決められた場所、鳥獣保護区とかあるいは国立公園とか国定公園、それはそういうことをやつております。その中でも協議をしてまいっています。そういう中で、あるいはその指定地域外で、調査の行き届いてないところで、自然環境がよくて、たとえば、ハッチョウトンボがおるとかあるいはゲンジボタルがおるとかという貴重な動植物が存在しておるところもあつたと思ふのです。そういうところは、こういう状態で空散することによつて全く被害はなかつたと

お考えですか。

○高峯説明員 先ほど申し上げましたように、実施計画の策定の段階においていろいろチェックをする場がございますので、その活用が十分に図られていくのが望ましいと考えております。実際に、その空中散布の影響によりまして貴重な動植物にかなりの被害が出たかどうか。これはごく特定の地域におきまして貴重な動植物に何か異常があった場合、それが空中散布の影響によるかどうかというところまではっきりした調査の結果は出ておりませんので、この辺については、明確にそういうものによって影響があったと断定するような認識にはまだ至っておりません。

○水田委員 環境庁、私は怠慢だと思えますよ。そんなことをやっておるから、環境庁は地盤沈下するのですよ。

自然環境保全法というのがありますね。第四条「国は、自然環境を適正に保全するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」というのがある。五条には、「国は、おおむね五年ごとに地形、地質、植生及び野生動物に関する調査を行い、その他自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎調査を行なうよう努めなければならない。やろうと思えばできるわけです。これだけの薬剤が空散される状態で、国全体の環境はどうなるか。私が言うように、国立公園とか国立公園に入つた、あるいは鳥獣保護区だけじゃないところでも、貴重などころはたくさんあるはずですよ。そういうところでは動植物がどう影響を受けるかというところは、法律では環境庁所管でしょう。やるべきでしょう。どうなんですか。十年間やってきたのですよ。これからまた五年間やると言うのです。区切りのときですよ。これはやられるのですか、どうなんですか。

○高峯説明員 自然環境保全基礎調査で五年ごとに自然環境の実態を調査するというのがございまして、これはもう全国的な規模で詳細な調査を五年ごとに行っております。第二回の調査を五十三

年度、五十四年度に実施したところでございますが、しかしこれは何分非常に膨大な調査でございまして、全国的、網羅的にいたしますので、いまおっしゃいました空中散布の直接的な影響というもの、そこまで調査の結果が出てくる状況ではございません。したがって、自然生態系に与える影響につきましては私も非常に関心を持っておりまして、現在のところ林野庁の方でいろいろ環境面に対する調査もなさっておるという状況でございまして、その調査に対していろいろ私どもの御意見を申し上げるという形で調査に臨みたいと考えております。

○水田委員 たとえば、限られた部分に空散されるところということならいいのですが、いままさに秋田と青森と北海道を除いて全部空散をやると言っているのですよ。しかも、全部じゃないにしても、五年間の試験期間、これは予算補助だけでやっていまして、そして、この五年間は法律に基づいて空散をやつてきたのです。これは明らかに自然生態系を狂わすことは間違いないのです。かつて農薬をたくさん使つて、ドジョウがおらんくなった、タニシがおらんくなった、ホタルがおらんくなった。それで、そういう強い薬剤を使うことはやめたのです。そして、ようやくいまタニシも帰ってきた、ドジョウも帰ってきた、あるいはホタルも帰ってきた。そういう状態の中で、まだそういうものが被害を受けるような空散を相当広範囲にやられておるのに、その状態について調査もしない、物申すということも——いままででも私はもつと物申すべきだと思つたのです。どうなんですか、ここで答弁されぬのなら、二十三日に私はまた環境庁長官に質問いたしますが、できませんか。こういうことについてもう少し環境庁がきちっと、環境保全については林野庁に対して毅然たる態度で物を申しますと言えぬのか言えぬのか、答えてください。

○高峯説明員 先ほど申し上げましたように、実施計画の段階で環境担当部局といろいろ調整をするシステムができておりますので、それを活用

いたしましたして、自然環境に影響のないような空中散布、あるいは影響がある場合には対象地域から外すというような形で進めてまいりたいというのが、現在の環境庁の方針でございまして。

○水田委員 改めてまた環境委員会ではやはり。それでは、文化庁がせっかくおいでになつておりますので、時間が余りありませんから……天然記念物というのは、これは物がはっきりしております。ただ、これだけの空散をすれば、私の地元で言いますと、さつき出ている竜の口の国有林から数百メートル下には、これはアユモドキの生息地があるのです。この林にまけば流れることはもう間違いないのです。そういうものが存在しているところもあります。あるいはチョウとかやまがね、そういうものもあるでしょう。地域を決めたものは恐らく外しているでしょうけれども、地域を決めてない昆虫なり魚なり動植物がおるわけですね。そういうところについては一体空散についてどういうチェックをされたのか。私は竜の口の下のアユモドキについては全く配慮なしにまいた、三年間連続まいた、後の調査も何もされてない、こういうぐあいには思ふのですが、その点いかがですか。

○小笠原説明員 御説明申し上げます。文化庁といたしましては、大変貴重な天然記念物でございまして、この保護対策につきまして、まず、失われてしまふとどうしようもないものでございまして、予防措置という点に重点を置いて施策を進めておるわけでござい

ます。この特別防除の問題につきましても、都道府県知事が空中散布を行われる場合につきましては、事前に文化財保護当局へ協議をしていただくというようにしております。いままでの県からの報告によりまして、たとえば、愛知県の鶴の山の生息地がございまして、この散布が行われる計画があったわけでございまして、このときもウの生息に影響を与えるということで、空中

散布は取りやめにしていたというところも聞いておりますし、それから山口県光市のクサフグ産卵地でございまして、これにつきましても空中散布をやめたということでございまして、文化庁の立場からいたしますと、先ほど先生からお話になりましたゲンジボタルあるいはアユモドキ等に対する影響につきましては、県からただいまのところ影響があったという報告はまだ聞いておらないわけでございまして、文化庁としてしましては、非常に大事な天然記念物でございまして、林野庁とも十分相談し、あるいは各県とも十分連絡を密にしながら、文化財保護に遺漏のないように努力をしてみたいと思つております。

○水田委員 報告が来ないのは、調査しなかつた報告が来ないのです。被害があつたかわからぬのです。それから、そういう点で、地域を定めてないものについて特に、十分に細心の注意を払つて被害の起こらないような詰めをぜひやつてもらいたい。これは要望だけ言つておきます。

最後は大臣に。私はいろいろ申し上げましたけれども、昭和二十一年から二十二年にかけてやつたのは伐倒駆除なんです。これが一番いいわけですよ。これは金をかければできるのです。だから、松くいの問題については少なくともそれを主体にして、そして原因をもう少し明らかにしてほしいのです。異常高温だけに罪をなすりつけるのはいけません。虫の生息についてはまだ研究が足りないかもしれないし、あるいは天敵の開発ももっと急がなければならぬ。そういうことをやりながら、それを基本に据えながら本来やるべきなんです。私もぜひそうしてもらいたい。同時に、さつきもちよつと言いましたけれども、毒があるのですから、いやだと言ふのに法律ではその区域を決めれば空散できるわけですが、人間枯れ葉作戦であつたことをやりましたけれども、それよりは少な毒性が少ないにしても、人権上

されるべきではない。空散をどうしてもやらなければならぬという場合にも、少なくともその地域の関係住民の同意を必ずとりつける、そういうことはぜひやるべきだと思うのです。そのことを最後に申し上げて、大臣の所見を伺って質問を終わりたいと思います。

○田澤國務大臣 五年間を区切って行政目標を立てながら、この法律を基礎にして松くい虫の防除に当たりたいと私たちは考えているわけでございまして、そのためには、やはり何としても現在の科学技術を基礎にして最善なものを進めてまいらなければならぬ、かように考えておるのでございします。今日の科学技術の最高の段階のものを基礎にしながらこの法律はできているということを御理解いただきたい。

なお、特別防除についてのいろいろな御心配でございしますが、この点については関係団体あるいは関係市町村等ともいろいろ協議をしながら進めてまいりたいと思ひますし、今後とも十分注意をしてまいりたい、かように考えるわけであります。

○水田委員 終わります。

○羽田委員長 武田一夫君。

○武田委員 私は、松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、大臣並びに林野庁当局に四點ほど質問をいたします。

大臣は、食事だそうです。大臣が来るまで十分間ということですが、おくれると困りますので、その点だけひとつよろしく御配慮いただきたいと思ひます。

最初に、五十二年に松くい虫防除特別措置法が成立したわけでありまして、その際、全国の松林を五年間で枯損率一%以下の終型の微害に抑えるという目的を明示しました。それに向かつて、いろいろと質疑の過程で、林野当局は相当自信を持ってその目標達成は可能であるというようなことを言ったのを私も記憶を新たにしたいわけでありまして、残念ながら現実には非常に厳しいわけでありまして、その松枯れはとどまるところを知らず

して、五十五年度で全国の松林面積二百五十五万ヘクタールあると言われているその約四分の一、約六十七万ヘクタールになるわけでありまして、さらにまた枯損率は二百五十万立米、約一千万本に相当するというような被害が出ております。先ほども話がありましたように、北海道と青森と岩手、いわゆる寒地地域、その三県にしか安全な松はないという状況でありまして、日本列島というのは松枯れによつて制圧された感があります。われわれの宮城県というのは寒いところだから行かないだろうと言われている。ところが、三年ぐらい前からもうすでに石巻を中心とした地域、海岸沿いには非常にたくさん出てきておる。岩手県にも行った、山形県にも行っているということでありまして大変な現実でございします。これを見たとき、果たして特別措置法の目的というものはどうなったのだという、これはもう非常な疑問と、そして、そうした大変な被害の状況を見たとき、林野庁はどういうふうなこれを釈明するのか、その責任も相当深刻に受けとめなければならぬと思うのであります。その点をどういうふうにお考えであるかということをお聞きします。

そして、今回の改正は五年でやるということでありまして、それではこの五年間で所期の目的は実現できるのか、その辺の自信のほどをもう一回聞かしてもらつて、もしかなわないうときどうするのか、その点が三つ目ですが、ひとつ林野庁長官からお答えをいただきたいと思ひます。

○秋山政府委員 私ども、五十二年に松くい虫防除特別措置法を成立させていたしまして、以来、鋭意努力をしてきたところでございします。先ほどの、たとえば五十三年に異常気象のために従来なかつたところにも相当被害が拡大し、あるいは従来軽微であつたところが激甚になつたというようなこともございまして、当時予備費を使いながら伐倒駆除を拡充したり、さらには五十五年度以降におきましては林地転換等も含めました造林、治山事業も実施するとかいうようなことでいろいろすると同時に、さらにはまた、被害木を積極活用

するような手だてにつきましても予算措置を講ずるなど、いろいろと措置をしまつたわけでありまして、異常気象によりまして材線虫の活動が非常に活発化したしまして、従来被害がなかつたところに異常にふえてまいつたということもございします。また特別防除につきましては、地域の生活環境あるいは農業、漁業への被害の防止というふうなことから一定の限界がある。こういうふうなこと。さらには、被害が非常にふえてまいりますと普通の伐倒駆除ではなかなか限界があるということもございまして、結果的には現在、異常の被害状況になつておるわけでありまして。

そこで私もいたしましては、この五年間におきましてのいろいろの問題につきまして、松くい虫防除問題懇談会というのをつくりまして、そこで専門家を招きまして積極的に討議してまいつたところでございしますが、その結果を踏まえまして、今回の法案の御審議をいただきますように、予防といたしましては従来どおりの特別防除を実施するわけでありまして、同時に地上におきまして、保安林等の非常に重要な森林につきましては特別伐倒駆除、またそれ以外につきましては普通の伐倒駆除、さらにはどうにもならぬ普通の林地におきましては、この際、森林の機能を早くまたもとに戻すということと林地転換するというようなことで、総合的な方法によりまして、何といたしましてこのひどい被害を終息の方向に導く最大の努力をしてまいらなければならぬというふうに現在覚悟をしておるところであります。

○武田委員 それを余り深く追うと時間がかりますから、その辺にして聞いておきます。ところで薬剤の問題です。空中散布に使われるスミチオンやセビモール、これは低毒性であるというふうな言われております。しかしながら、これはきのうの参考人がおいでになつたときには私は話をしたわけでありまして、その低毒性云々というのは急性毒性に限つたことであり、慢性毒性については疑念が消えてない、こういうことであります。

ます。事実スミチオンには催奇形性あるいは遅延神経毒性といいますが、こういうものがある。スミチオンに含まれる不純物S・メチル・フェニトロチオンというのですか、こういうものは突然変異性、発がん性を有する。しかもこれは厚生省がそのことを認めているということでありまして、またセビモールについても催奇形性を有しているという報告があるということでありまして、こういうことをわれわれが聞きあるいはまたそういうことを発表されるものを見るにつけても、果たして当局が言うように安全であるということに本當に信用していいのかどうか疑わしいと思つたわけでありまして、国としてはいかにこのいろいろな発表あるいはまた報告などを踏まえた上で、こうしたものについての毒性というものが人体には全く影響がないのである、安全であるというこの追跡調査なり研究あるいはまた実験というものを国独自として今日まで続けてきて、しかるべき科学的なデータを通してこれは間違ひなく使用しても構わないのだ、こう言っているものかどうか、その点いかになものかひとつお聞き願ひたいと思ひます。

○小島政府委員 まず、農薬の登録に当たりましてどういふことを調べておるかということでございますが、これは実際に生産され売られる農薬、したがって純粋な化合物ではなくて不純物も含んだ現実の姿でテストをいたしましたその結果により判定をいたしておるわけでございします。そういうさまざまな評価の結果、急性毒性はもちろん慢性毒性あるいは催奇形性などにつきましても、ただいま空散に用いられておりますM.E.P.あるいはN.A.C.というふうな薬剤は、その安全性について問題がないということに判断をいたして登録をいたしておるわけでございします。

それから、これは単に日本国内においてそういう評価がされておるだけでございせん、一九七四年、昭和四十九年度でございますが、F.A.O. W.H.O.の合同会議におきましても安全性の評価がされておまして、すでにその安全性については

国際的に認識をされている、こういう農薬が用いられているわけでございます。

○武田委員 そうすると、今後これをさらに継続的に使っていくときも、間違ひなくそうした危険というものは心配ないという確固たる保証というものはあるものかどうか、その点はいかがですか。

○小島政府委員 慢性毒性の調査と申しますのは、人間が毎日毎日一定の量を摂取したと仮定いたしました、その結果人体に発がん性でありまうとかあるいは催奇形性があるかどうか、こういうことを動物実験の結果から類推をいたして判定をいたしておるものでございます。現実には、これらの農薬を毎日一定量摂取するというケースはまず想定しにくいわけでございますし、その意味からいいますと、現在定められております許容値というのから見まして、通常の防除において人体に被害が生ずるといふことはあり得るはずはないと思っております。ただ、普通物と申しまして、化学薬品であることにおいては変わりがないわけでございますから、その誤った使用をするないしは個人の身体への条件の非常に悪い状態のものにおいて農薬をかぶったあるいはなめた、こういうことになりましたれば、人体に影響があることは農薬であります以上は避けられない、こういうものであると御理解をいただきたいと思ひます。

○武田委員 次に、私たちは前回法案審議の際に、空散に伴ういろいろな問題が必ず起きてくるであろう、被害の問題あるいはまたその実施の方法とあるいは地域の問題とかいろいろな問題が起るであろうということを想定しまして、二つばかり重点的な修正を提示したわけでありましたが、それは拒否されたわけでありまして、私は、改めてわれわれが出したこの修正の問題について、二つをお尋ねをして、なぜこれを拒否することにされたのか、まずお聞きしたいと思ひます。今後もそれを依然として拒否なさるつもりか、篤とお伺ひしたい、こう思ふのです。

一つは、空散防除に対する不服申し立ての問題、現行法では松林の所有者に限定されておりますが、空散が過去五年間住居、学校あるいは水田等々の近くの松林で実施されたり、これはいろいろな報告があります。それから農作物や魚介類等に著しい被害を及ぼしている事実がたくさんあるわけですから、こういうことから考えましたときに、地域住民等に不服申し立ての権利を認めるべきである、こういうことを主張したのでありますが、この点が一つ。

それからもう一つは、空散防除が人畜あるいは農漁業等に被害を及ぼしたときは直ちに当該防除事業を中止すべきである、このことは通達事項となつてはいますけれども、非常に十分で守られない点が多々あるというケースが出ています。これを法律にその旨を明記すべきであるというふうになつていふふうに取り組んでいかれるか、まずその問題をお尋ねしたいと思ひます。

○秋山政府委員 まず第一点の、地域住民の権利としての空散に対する不服申し立ての制度化の問題でございますが、いま先生お話しのとおり森林病虫害等防除法におきましては、森林所有者に對しまして不服申し立ての制度が設けられております。また、特別防除の実施につきましても、所有者に對しまして不服申し立ての制度を決めていられるところでありまして、これは特別措置法は、被害が非常に異常であるという松林に對して終息型の被害に持つていこうということと薬剤の空中散布を適期に緊急計画的にやる、こういうことがこの趣旨でございます。そこで、特別措置法といたしましては、適期実施が確保されるというたてまえで制度化をしておるわけでございます。

御指摘の住宅あるいは農作物等の被害につきましても、御指摘の住宅あるいは農作物等の被害につきましては、松林を対象としているわけでございますが、いまお話しした薬剤の安全使用の問題あるいは被害の防止の対策の問題につきましては、法律の第八条におきまして薬剤の安全かつ適正な使用に関する規定がございますし、また第三条の規定によりまして「基本方針」でそれを明記しその措置をとつていられるところでありまして、私もこれはこれで措置できると思つております。

なお、地元の方々の意見を反映するための措置といたしましては、都道府県におきまして松くい虫防除推進連絡協議会、さらには現地にございます説明会等を通じて十分御理解を得てまいつてきておるところであります。

それから、第二点目でございますが、被害を及ぼしたときの措置であります。この特別防除を実施することによつて農薬、漁業等に対して被害が発生するとか自然環境あるいは生活環境に悪影響を及ぼした場合はございますが、その場合におきましては通達をもちましてこの特別防除を中止いたしました原因を究明するというところで現在指導しておるところでございます。先ほど述べましたように、この特別防除の実施に当たりましては第八条あるいは第三条でこの方法につきましては十分措置しております、現段階におきましてはこの対応によつて特段の必要がないと理解しておりますし、さらに、この問題につきましては重要でございますので万全を期して今後とも進めてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○武田委員 要するに、やるかやらないかということが問題なのです。というのは、昨年の六月二十日、林野庁主催で松くい虫防除のための農薬の空中散布についての意見交換がございましたね。それは御存じですか。

○秋山政府委員 聞いております。

○武田委員 そのとき出されたいろいろな事例は記憶にありますか。どういふものが出てきたか聞いていますか。

○秋山政府委員 具体的な個別案件につきましては、現在ちよつと記憶しておりません。

○武田委員 ですから、私はそこが問題だと思ふのです。これは長官がかわるからかわらぬとか、大臣がかわるからかわらぬというふうな問題では

ないのです。重要な問題なのです。何のためにこれは主催して、しかも偉い人がたくさん、学者さんたちも出ています。地域の方々も二十名か二十数名来てやつておられるわけですか。

たとえば、行政は空中散布の実施要領すらきちんと守つていないことがあるんだよ、そのために地域住民がしばしば危険にさらされておるんだ、取手市とか松山、兵庫県の川西、西宮、そういうところの具体的な例を挙げて危険というものを訴えている。それから、枯損木の処理もされずに村内にそのまま放置されているケースがあった、こういうのはいかぬじゃないか。あるいはまた、弱った貝をその地域の方々が拾つて食べているケースがあるんだ、そこは空中散布をされている地域である。あるいはまた、規定以上の濃い薬を使つておることもあるんだ、目や皮膚に被害を受けている者もある。あるいは福岡県の例などは九年間もずっと恒常的にまきつ放しである。しかもまた、被害の地域でさえも空中散布をやつておるんだというふうな、いろいろな事例を通してこの空散の実施あるいはそれに対するいろいろな問題を提起されているわけですから、そういうことを聞いたならそれなりにきちつと対応しながら安全にやるのが本来の筋です。それも聞いてないし中身もわからぬとすれば、これは私は非常に問題だと思ふのです。そういう姿勢でまた続けたらとすると、これは、私たちはああそうですかというわけにはいかぬです。だから、いま私が申し上げた二つの点は厳しく法律の中に明記していくくらいでなければならぬ。ある町長が村長がかわらぬけれども、高圧的に、この事業に賛成しないのは国賊だと言つて満場の中で怒り散らしたという話すら聞いているわけですから、これについてどう思ひますか。

○秋山政府委員 県におきまして実施計画、さらに今度の法案におきましては地区実施計画で具体的な実施の方針並びに方法を定めるわけでございますが、その段階におきましては、この地域の皆さんに對して自然環境あるいは生活環境への影響の問題、さらには農薬、漁業に対する影響等につい

て十分意見を伺って計画に盛り込むということでは進めてまいっておるつもりでございます。今後ともさらにそれを進めてまいることによってその目的は達成し得るものと考えているところでございます。

○武田委員 それでは、中止の実態というのをとらえていますか。

○秋山政府委員 これまで五十二年から五十六年にわたってこの特別防除を計画して、それについて中止をした例でございますが、自然環境への影響のために中止したあるいは生活環境への配慮で中止したところ、さらには農業、漁業への影響等があった中止したところにつきまして、五十二年においては二千八百二十七ヘクタール、五十三年は二千六百十一ヘクタール、五十四年は二千二百二十六ヘクタール、五十五年は千二百五十二ヘクタール、五十六年は五百二十七ヘクタールあります。

○武田委員 それは市町村あるいは地域別に言うと何方ですか、いま面積で言ったのですか。

○秋山政府委員 個所数につきましては即刻調べて申し上げます。

○武田委員 いずれにしても、万全な対応をするというならばやはりはっきりとそうしたものを法律事項の中に明示しながらやる必要がある小限の条件ではないかと私は思うのです。

時間の都合でそれだけにとめておきますが、あと同僚の吉浦議員も質問すると思しますので、次に特別伐倒駆除の問題について質問したいと思うのです。

今回のこれは、特別伐倒駆除などを含めた総合対策ということで、内容としては私たちもそれなりの評価はしております。しかし、特別伐倒駆除というのはなぜに前回取り入れなかったのかという疑問がいまになってむらと大きな疑問として起こってくるわけです。もし、これを取り入れていたならば、その効果がない、あるんじゃないか、膨大な金を使ってもうまくいかなかったんじゃないかというような非難は相当小さいもの

になったのではないかと私は思いますが、なぜそのときにこれを取り入れなかったかということがまず一つです。

それから、今回の予算措置で果たして十分な対応ができるものかという心配があります。これは、こういうしじかの理由で十分対応できるだけの予算措置をしたのだというものがあれば具体的なものを示してもらいたい。これが二つ。

三つ目は、見ていると空散の方の予算は少ないといつてもそんな少なくないわけです。依然として空散による防除というものの切りの切れないかと思われまします。私は、この際思い切ってこうした発想を切りかえて、特別伐倒駆除の方にもっとウエートを置くべきだと考えているのですが、どういふふうにお考えになるか。

そしてもう一つ、この空散をいつまでも続けるということはいかかかと私は思うのです。先ほど一例を挙げた福岡県が九年も恒常的に毎年続けて散布している。こういうようなことがほかの地域でも行われていたら薬漬けになっちゃうのじゃないか。そう考えると、ここで特別伐倒駆除という一つの試みをもってこれを推進するということになるならば、二年あるいは三年でも結構でしょう、その時期で空散を打ち止めというふうな一つの基本方針あるいは通達というものを明確に示して、真剣になつて取り組むという対応があつてしかるべきではないかというふうには私は思うわけでありまが、この点につきまして御答弁をいただきたいと思ひます。

○秋山政府委員 まず最初に、有効な特別伐倒駆除をなぜ五年前に取り入れなかったかという御指摘でございますが、松くい虫防除特別措置法制定時におきましては、この特別防除を緊急かつ計画的に実施すれば被害の終息が図れるとしておつたわけでありまが、その後、特に五十三年の夏季の異常気象で、従来被害の少なかった地域につきまして異常な被害が出てまいった段階におきまして、私どももいたしましてはまずは予備費を使つ

てもこれは伐倒駆除で対応しなければならぬということ、予防と駆除を併用することによって初めて効果があるということとをそこでまた強く反省を促されたいことが第一点。

それから、特別防除につきましては、先ほど申し上げますとおり、やはり自然環境、生活環境等への配慮、さらには農業、漁業への被害の防止という面から計画どおり実施できなかったことなどを実行過程でわれわれ十分体験につかまえて、しかもその実行過程での反省の上に立ちまして、松くい虫対策の懇談会等におきましてより一層よい方法はないだろうかということを検討した結果、特に、最近におきましては松の伐倒駆除した部分が林内に放置されるというような問題もございまして、それらも勘案いたしまして、保安林等の公益的機能の高い森林等につきましては、徹底した駆除をしなければならぬかという被害を終息型に持つていくのはむずかしいという反省に立つてこの方法を実は取り入れたわけでございます。そういう過去の苦い経験の上に立ちまして、今回被害木を伐倒し、チップ化あるいは焼却を行うというふうな方法を取り入れたということでございますので、今後、これを積極的にやることによつてより防除を促進するという覚悟でございますので、ぜひともそこは御理解をいただきたいと思ひます。

それから次に、そういうことに関連いたしまして、特別伐倒駆除をする場合におきましては、いま触れましたような公益的機能の高い森林とかこれから先には被害を入れてはいかぬというふうな先端地域の森林等につきましてやると同時に、やはり周辺の自然環境の保全等の関連から考えまして、これを有効適切に活用しなければならぬということを実は考えておるところであります。

そこで、空中防除と申しますか特別防除と特別伐倒駆除の比率の関係でございますが、特別防除と申しますのはあくまでも予防的に実施するといふ面で効果が高うございまして、これも実施すると同時に、地上におきまして貴重な森林あるいは機能の高い森林等につきましては特別伐倒駆除で徹底的に措置する。これが両々相まってこの防除が徹底するわけでございまして、やはりその地域地域の被害状況、森林の機能等を勘案しながらこの対応をまいりたい、かように考えておるところであります。

そこで、伐倒駆除の予算関係につきましても、従来の特別防除につきましては前年度よりも減しまして、逆に特別伐倒駆除を新たに導入するということ、何といたしましてこの特別伐倒駆除と普通の伐倒駆除をあわせて四十万ヘクタールを実施するというふうな考え方であります。

それから、早目に空散から脱却して三年ぐらいでやめろという話でございますが、被害の発生を防止しながら、また一方におきまして徹底駆除することとありますと、まずはこの両面からの攻めを合理的に組み合わせながら実施していくことが大切だというふうな理解しておりますので、三年程度というふうな限定は、現段階では適切ではないというふうな感じでおるところであります。

○武田委員 大臣がおいでになつたので、大臣に最後にもう一度。

先ほど長官からも話があらたなわけでありまが、われわれが提示しております修正の中身の問題で、大臣としてどのようにこの問題に対応していただくかということは、われわれのこの法案に対する今後の態度にもなるわけでありまが、先ほどお尋ねしたいのですが、先ほど申し上げましたように、一つは、空散防除に対する不服申し立ての問題についてありますが、地域住民に不服申し立ての権利を認めるべきであるということ。

もう一つは、この空散防除が被害を及ぼしたときは直ちに中止すべきである。これは通達事項であるけれども、いま長官も守られていない部分もある、いろいろとそういうことも発言の中にあつたように、確かに十分に守られていない嫌いがございまして、なるがゆえに、安全にこの空散ができ

るようにするためには、どうしてもこれを法律の事項としてきちっと明示しなければならぬと思う。この問題をどういうふうに大臣はお考えになつておるか、これは一つの大きな問題でありますので、大臣の御見解をいただきたい。

そしてもう一つは、私は早目に空散から脱却するようなめどをつけて積極的のいろいろな総合対策に取り組むべきだと言つたのでありますが、長官は三年云々ということだめだということであるが、大臣としては、空散による防除一辺倒的なやり方を今回は多少薄めていようであるけれども、これをいつかの機会にきちっとやめるといふような方向での検討、お考えはないものかどうか、この三つを、質問の時間が終わりましたので答弁いただきたいと思ひます。

○田澤國務大臣 特別防除についての要請でございますが、この点については林野庁長官からももうすでにお答えしておりますとおり、現行法を正しく進めてまいりますならばそういう弊害はないだろう、私はこう思ひます。しかも、適期に散布するといふことは非常に重要なことでございまして、そういう点ではあるいは市町村の計画の段階でいろいろ地元の方々と話し合ひをした上で進めるのが妥当じゃないだろうか。

また、被害が出た場合におきましても、この法律をそのまま素直に正しく進めるならば被害は出てこない、私はこう考えますので、こういう点も、先ほど申し上げましたように、市町村の計画を策定する段階で十分その点に留意しながら進めていくことが妥当であらうと思ひますのでございませう。

最後に、特別防除をある一定期間でやめたらどうだというお話でございますが、これはやはり特別防除あるいは特別伐倒駆除等を総合的に実施することによって松くい虫の防除対策になるわけでございますので、この特別防除だけをここで抑える、終わるということとはなかなか申し上げる段階じゃないと思ひますのでございませう。あらゆる対策を総合的に進めることによって、できるだけ早い機会に松くい虫の被害の防除をしてまいりたい

というのが私たちの念願でございますので、この点はひとつどうか御理解をいただきたいと思ひます。

○武田委員 あと一分時間があるのですが、この辺でやめますが、いずれにしても非常に被害が出ておるといふことを、そして各地から、特に、西の方からいろんなそういう被害状況なりいろんな苦情あるいはまた申し立てなどがあるわけですから、長官がさつき、内容がわからぬというようないふことがないように、もっとやはり真剣にこれらの五年間の対応として取り組む姿勢を私は強く要望したい、そのことを要望して、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。(拍手)

○羽田委員長 神田厚君。

○神田委員 松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御質問を申し上げます。

この松くい虫の問題につきましては、五年前に法案が制定をされました、そして空中散布その他の措置がとられたわけでありまして、特別措置法制定後の松くい虫の被害の推移と現況ということにつきまして御説明をいただきたいのであります。かなり強力な対策を講じたにもかかわらず、広範囲にわたりました被害が増大しているわけでありまして、どの程度の被害があるかは被害の推移といふのはどういふふうなものであつたのか、現況はどうなのか、御説明をいただきたいと思ひます。

○秋山政府委員 お答えいたします。

松くい虫の被害につきましては、昭和四十年代後半から増大してまいつたわけでありまして、四十八年—五十年年度と、この間毎年百万立米を超える被害を記録しまして、五十三年には二百七万、五十四年には二百四十三万と激甚の度を加えておるわけでございます。五十五年におきましても二百五十万立方メートルに及んでおりまして、五十六年度の現在、五十五年並みの被害が出るのではなからうかと想定をされておるところでございませう。

す。特に、五十三年に急激に増大いたしましたのは、高温少雨という気象台におきましても非常にまれな異常気象が出まして、特に、その地域に該当した箇所が極めて被害でございまして、あるいは軽微でございましてところが急激に増大した。特に、茨城県、栃木県あるいは静岡県、愛知県、鳥取県といふようなところにおきまして非常に大量に被害が出てまいつたのと、さらには群馬とか埼玉とか新潟、福井、山梨とかいふような従来被害が出てなかつたところにおきまして新たに出現したといふようなことが、この非常に爆発的な申しますか、被害になりまして、昨年長野県に一部出たために、現在、北海道、青森、秋田の三県が全くなけりまして、それ以外には被害が出ておるといふような現状でございませう。

○神田委員 端的にお伺いしますが、防除対策を講じたにもかかわらず被害が増大した、こういうことであります、その理由はどういふふうにお考えでありますか。

○田澤國務大臣 先ほど長官からお答えがありましたように、被害が四十年代後半から大きくなつてまいりまして、四十八年、それから五十三年が最高の被害面積を生むようになったといふことでございまして、こういう点から考えてみますといふと、確かにやはり五十三年度の、夏の異常気象によるものが非常に大きな原因だと私は考えております。

○神田委員 これは、異常気象だけで被害が増大したといふことではちよつと説得力がないと思ひますが、長官の方でつけ加えるようなことがございませうか。

○秋山政府委員 補足的に申し上げますと、特別防除を当初予定したのに対しまして、実行過程におきまして生活環境あるいは自然環境保全、農業、漁業への被害防止という面から計画どおりに実施できなかつたといふようなこと、さらには異常気象等によりまして、非常に被害が激化したと申しますと、一般の伐倒駆除ですと、十月ごろまでの間に被害木がなかなか伐倒し切れぬという面、これ

らの原因が異常気象に加わりまして被害がひどくなつたといふふうな理解しております。

○神田委員 被害防除がいろいろな制約によつて達成されなかつたといふことでありますが、危険被害防止その他の問題で具体的な事例としてどういふようなものがあつたのか、御説明をいただきたいと思ひます。

○秋山政府委員 お答えします。

当初計画として特別防除をやる予定にしておりました面積二十六万ヘクタールでございまして、対しまして、実行いたしましたのは約二十万ヘクタールでございませう。

その実行率を見ますと、年々で開きがございまして、九七%ないしは九九%というやうなことでございまして、五十二年で見てもいりますと、自然環境への問題としてやめましたものが七十六、生活環境への関係でやめましたものが二百六十八、農業、漁業への関係でやめましたものが千四百四十四、その他含めまして二千八百二十七ヘクタールでございませう。五十六年は五百七十二でございまして、そのように年々大体千二百ないし二千ヘクタール、ないし二千八百ヘクタールにつきまして当初の計画に對しまして中止をせざるを得なかつた面積が出てまいつております。

○神田委員 その中止をせざるを得なかつたという面積はわかりましたけれども、具体的な事例といふのはどういふことがありますか。

○秋山政府委員 漁業の場合ですと、やはりクルマエビへの被害といふようなこともございまして、それから生活環境におきましては、地元の住民の皆さんの反対等もございまして、また、松くい虫に対する特別防除を反対される方の運動等もありましてやめたところ、非常にいろいろの事例が実は出てまいつておりますが、私もひとついたしましては、やはりこれらを実行するに当たりましては地域の皆さんと、十分御理解をいただくやうに松くい虫の特別防除の連絡協議会の場におきまして意見を伺ひ、意思疎通を図りながら進めてまいつておりまして、そういう経過からいふと

が出てまいっている、かように理解しております。
○神田委員 これは年度の法案によりまして、つまり、前回五年間の防除をやつてできなくて、さらに五年間延長してこれをやろうということでありまして、その効果というものは、これをき

ちんと効果あらしめるようにしなければならぬわけでありまして、こういうふうな形でかなりの面積が、あるいはかなりの個所におきまして防除計画ができないというふうなことは、やはり非常にいろいろな問題を含んでいると思うのです。したがって、今後とも年度の法律によつて、やはりこのような形で被害防除の問題が制約によつて達成し得ないような状況が十分に考えられると思うのですが、林野庁としましては大体どの程度の予測といえますか、五年間さらに延長した場合、制約のためどうしてもできないような状況はどの程度あると予想しておりますか。

○秋山政府委員 先ほど五十二年から五十六年にわたりましての実例を申し上げましたが、私ども初め関係の皆さんの努力によりまして、年々空中散布と申しますか特別防除に対する理解が深まつてまいりまして、中止する面積は少なくなつてきている傾向がございます。

そこで、私も今後の空中防除をするに当たりましては、どうしても地域の皆さんの御理解をいただかなければいかぬわけでございますので、現在、五十二年以来三十二の都府県におきましてこの効果の調査をしております。こういう効果の定

点を設けまして、経年的に調査をしているわけでございますが、その成果が上がつてきているのがだんだんと御理解につながつていっているものだと思います。また、静岡の千本松原とかあるいは佐賀

県の虹ノ松原とか鹿児島県の吹上浜というふうなところで防除をやつていっているところがそれなりにりっぱな状態をずっと維持し続けているというものがそれぞれ評価を高めるところになつてきておると思ひます。

そこで、私もこれから進めるに当たりましては、さらに御理解をいただくように努力しながら

進めてまいるといふふうに考えておりますが、ま

ずは五十七年度におきましては十三万ヘクタールを計画し、これを着実に実施してまいりたい、か

ように考えているところでございます。
○神田委員 空散の問題になつてまいりました

が、空散の効果というのは非常に評価が分かれて

いるといふふうな聞いておりますが、空散の効果

というのは林野庁としてはどういふふうな判断を

しているのか。特に空散のできなかった個所との

比較をしてみるとどういふふうになつておるのか、そ

の辺はいかがでございますか。
○秋山政府委員 昭和五十三年から五年にかけま

して、赤外線カラー写真による防除効果を、これ

は委託調査で実施しておるわけでございますが、

これにつきましては五十三年度には六県におきま

して、それから五十四年度には七県におきまして、

五十五年度は六県におきまして、面積といたしま

しては千五百ヘクタールの調査地域の中に散布地

域と無散布地域を三百ヘクタール入れまして、そ

の中を百メートル、百メートルのメッシュに切りま

して調査をしたわけでございます。この結果によ

りますと、散布した地域の成果はつきりと多くの

県において出てまいっております。無散布地域

と、それからいわゆる境界になります地域と、散

布した地域というふうなところに各県ごとにそれ

ぞれ大体八十個ずつ場所をとりましてやつており

ました結果でございますが、空中防除の結果につ

きましてははつきり成果が出ておると報告されて

おります。

○神田委員 空散予定個所で実施ができなかつた

ところもあるといふふうなことであります。

先ほどの被害防除の問題が制約によつてできな

かつたといふことと関連しますけれども、できな

かつた場合の理由はどういふことなのか。この辺

はいかがでございますか。

○秋山政府委員 先ほど一部につきまして例を

申し上げましたが、やはり農業、漁業に対する関

係ですと、桑畑が隣接しておるところあるいは養

魚しておる周辺の個所につきましてはこれをやめ

ておる例がございますし、それから松林の周辺に

自然環境の保全あるいは生活環境の保全上やめて

ほしいという要請があつたためにやめておるとこ

ろ、それから、地元の住民の方々がやらぬではし

いといふようなことでやめたといふような例があ

ります。

○神田委員 国有林での空散計画と実績はどうい

うふうになつておるのか。また空散ができなかつ

たところもあるといふふうな聞いておりますが、

その場合はどういふ理由でこれができなかったの

か、その辺をお聞かせいただきたい。

○秋山政府委員 国有林におきまして当初計画い

たしました面積は五カ年で四万三千六百ヘクタ

ールでございます。それに対して実施した面

積は四万二千七百ヘクタールで、ほぼ計画どおり

実施しておつたわけでございます。しかしながら、

一部におきまして農業、漁業に対する配慮のため

に、途中でやめた面積が五カ年間にしまして三

百二十三ヘクタール、それから生活環境に配慮し

ましてやめた面積が七十三ヘクタールその他合

せまして八百五十七ヘクタールとなつておりま

す。

○神田委員 特に、国有林での空散計画はいまの

ようなわけで大体は実施できたけれども、実施で

きなかつたところがあつた。その他の問題という

のはどういふことでございますか。

○秋山政府委員 これは、途中におきまして被害

木を販売しまして、その部分がもうすでになくな

つておりましてのでやめた面積でございます。

○神田委員 特に、地域住民とかあるいは組織的

な反対によつてやめたといふようなところはござ

いますか。

○秋山政府委員 国有林におきましてはほとんど

ございませぬ。

○神田委員 昨日、参考人からいろいろ意見を聞

いたのであります。最後に、年度の新しい法律

で、五年間でこの松くい虫の被害を終息させるこ

とができるかどうかといふことをお聞きを申し上げ

ましたらば、ほとんどの参考人が自信がない、

終息できればよいと思ひますといふようなことで

ありました。そういう意味では、専門家でありま

しても非常に自信のないお答えのようでありまし

たが、大臣は、この新対策を実施することによつ

て松くい虫の被害を五年間におきまして終息させ

ることができるといふふうにお考えでございま

しょうか。

○田澤国務大臣 今日の技術の標準を基本にして

改正法ができただけでございまして、過去の五年

間のいろいろな経過等も参考にしながら、特別防

除あるいは特別伐倒防除等をさらにまた市町村を

も参加させるといふような内容でこの法ができ

ているわけでございます。したがって、総合的

な防除対策を進めてまいりますならば必ず終息の

道をたどるもの、かように私は考えているわけで

ありまして、もし五年間に終息ができないといふ

場合には、改めてまた国会にいろいろお願いをし

なければなりませんけれども、ただいまの時点では、

五年間に終息するように努力をしたい、かよ

うに考えております。

○神田委員 まあ五年終わった後の問題はその後

のことでございますが、過去五年間あれだけ力を

尽くしてもこれだけ被害が出ていっているわけであり

ますから、さらに五年間の延長の中で終息できるよ

うに最大限の努力を決定を持ってひとつ当たつて

いただきたいと要望するわけであります。

さて、現在非常に多くの被害が出ておりまして、

激甚地域といふところにおきましては、この復旧

のためには樹種転換その他の考え方が取り入れら

れているわけでありまして、それらの激甚地復旧

のための樹種転換の考え方とそれに対する——や

はりこれも非常にお金がかかる話でありますか

ら、助成措置の問題についてはどういふふうにお

考えでありますか。

○秋山政府委員 先生御指摘のとおり、激甚地

におきまして、今後、その地域の森林機能をどう

いふうにして生かしていくか、また、感染源をど

うやつて除去するかといふことになりまして、私

ども今度の法案で考えております林種転換といふ

第一類第八号 農林水産委員会議録第六号 昭和五十七年三月十七日

一五

のは、きわめて重要な方法だろうというふうな理解をしております。

そこで、五十五年から松くい虫被害地域の緊急造林事業というのをやってみておられるわけでありまして。これまでにヒノキの七〇％が一番多いと思いますが、そのほか地域によっては杉とかクヌギとかいうふうなものを植栽をしている例もございまして、また、松の生えているところにおきましては、どちらかというと、土地がやせている地域がございまして、そういう地域につきましては、特殊土壌改良事業というのがございまして、これは林地肥培をしながら肥料木その他を植えていく、やがて一部にヒノキその他を植えていくというふうな方法がございまして。こういうふうな方法で林種転換を進めていくのが望ましいだろうと思っております。

将来の方法としては抵抗性の松を導入するということが考えられますが、現段階、まだそこまでいっていませんので、そういうふうな方法で考えておりますが、これですと、大体五割の補助率に相なります。これは緊急造林事業の一般造林の場合にございまして、一施行地〇・一ヘクタール以上の森林所有者がやる場合には国が約五割の補助をするというところで進めてまいっておりますが、それから特用林の改良事業におきましては、補助率を十分の七という七割の補助で進めてまいらうというところで考えております。

○神田委員 松くい虫の被害がこれだけ広がってしまったというのは、一つには、松材の価値というのですか、そういうものが落ちてしまつて、その利用者が少ないからそれを放置してしまつたということがあると思います。つまり、森林資源として林野庁は松林の評価というのはどのように考えているのか、その辺はどうでございましょうか。

○秋山政府委員 わが国の森林資源の中に占めます松の割合でございまして、大体一割でございまして、材として生産されている量は四百二十万立米で、これが一二％ぐらい占めておられるわけでありまして。さらに松の場合には、防風保安林あるいは防

潮林あるいは土砂防止というふうな国土保全の面で大きな役割りを果たしておられるわけにございまして、さらに風景観上も、これは御承知のとおり大変大きな価値を持っているわけでありまして。私も、森林資源として見ましても松というのはきわめて重要な資源でございまして、何といたしまして、やはり防除を徹底し、松の持つていまして、その機能を十分發揮できるように、できるだけ早くそういう状態に持っていくようにこれから懸命に努力していかなければならぬだろう、かように考えているところであります。

○神田委員 それから、防除技術開発の問題で御質問申し上げますが、どうも防除技術の開発というものが被害の進行に対してちよつとおくれているといひますか、なかなか追いつかない状況でありますね。この辺のところ、ひとつどういうふうにお考えになりますか。

○秋山政府委員 松の防除技術につきましてはいろいろな分野から実は攻めておられるわけでありまして、まずは貴重な松等が枯れるものに対しましてどうやって防ぐかという問題がございまして、さらに、虫をどういうふうにして集めて殺すかといひますか、そういうふうな方法、こういうことがまず大事だと思ひまして、いわゆる誘引剤と申しますが、その利用とか立木に薬剤を注入するといひような方法等の新しい防除技術につきましましては、五十三年以来、国立林業試験場と公立の林業試験場がタイアップして研究をしているわけでありまして。

これまでの成果を見てまいりますと、新しい誘引剤も開発いたしてきておりますし、また樹幹に注入する薬剤、さらには土壌にこれを埋め込みまして、それによって防ぐ方法といひようなものもだんだんと成果が上がつてまいっております。現在、野外実験等を行う段階までようやく来てい

るわけでありまして。それからもう一つ、材線虫がどのようにして松を枯らすかという面につきましては、鋭意努力しているわけにございまして、放射線等によりまし

て、松くい虫と材線虫との関連におきましてどういふ影響があるかということで、特に材線虫の毒素の解明とかあるいは生物学的な影響等につきまして、これは五十三年から放射線との絡みにおきまして鋭意努力をしているところであります。

○神田委員 防除技術の開発はひとつ精神的に進めをいただきたいと思ふのであります。

いすれにしても、今度新しい特別伐倒駆除命令、これが新設されました、特別伐倒駆除が導入されるわけでありまして、しかし、これはやはり方が、導入の方法といひものが、実効あらしめるためにはやはり幾つか問題があると思ふのであります。その辺のところはどういうふうにお考えでありますか。

○秋山政府委員 この特別伐倒駆除を具体的に実施するに当たりましては、労働力を確保するといふ問題と、もう一つは被害木を有効に利用する方法がないかといふことが一番大切じゃないかと思つております。

労働力の確保の問題でございまして、伐倒をしてこれをチップ化するといひような方法でございまして、期間的にこれはなりに長い期間防除がございまして、期間的にございまして、やはり地域の森林組合あるいは素材生産の関係の皆さんに御協力をいた

だきながら進めてまいらうように努力をしなければならぬと思つております。それからもう一つ、被害木の利用の問題でございまして、せっかく大きくしてまいりました資源でございまして、これをチップとしてパルプに使う方法とかあるいは繊維板とか削片板等に活用してまいらう方法もございまして、最近では畜舎の糞

のかわりに活用するといひような方法も出てまいっているようにあります。いすれにいたしましても、これが有効に活用できる方法を考えなければいかぬといふことであります。まして、まずは伐倒し、それをチップ化するまでの過程におきましての伐採、搬出のための助成、これは私も被害森林整備資金といひものがござい

化のための機材の導入に対する融通資金、さらには国産材の産業振興資金の中での加工施設を使つて低利に安くこれが生産できるような方法をとると同時に、やはり木材を利用してもらふ分野につきまして私も積極的に働きかけたいと思つて、これを有効利用してもらふような形をとつていくといふことが大事であらうといひようになつております。

○神田委員 特に、労働力の問題は、この前の法律でも、せっかく県やその他で予算を盛つても労働力が集まらないといひことでそれを返上しているといひような地域もあるといひように聞いております。大変問題であります。ですから、その辺は少し行政の場から強力な指導をしなければならぬ問題だと思つております。

時間も参つておりますし、あすもまた質問がありますので、最後に大臣の方に、新たに防除対策、これを行うわけでありまして、これは日本の林業政策の中ではどういふ位置づけを持つものとして御理解をされているのか、その辺をお聞かせをいた

だきたいわけですが。○秋山政府委員 先ほど触れましたが、松と申しますのはわが国の森林資源の今後のきわめて重要な役割りを占めると同時に、国土保全上もきわめて重要でございまして。したがって、私も、今後の林業政策の上におきましては、やはり松の資源を守りながら山村振興あるいは地域産業の振興を通じて松材を有効に活用し得るような方法をぜひとも考えていかなければならぬと思ひますし、同時に、生産基盤の整備といひこともこれらとの関連で十分対処をしていかなければならぬと思つておりますので、鋭意その面におきましても政策の展開を積極的にやつてまいりたい、かように考えているところであります。

○神田委員 終わります。○羽田委員長 小沢和秋君。○小沢(和)委員 初めに、まず大臣にお尋ねをしたいと思ふのです。五年前にこの特別措置法ができましたときに、い

たいと思ふのです。五年前にこの特別措置法ができましたときに、い

ま總理大臣になっておられる鈴木当時の農林大臣などは、五年間で基本的に終息させる、その自信も持っておられるということを答弁しておられるわけでありまして、ところが、この五年間に、先ほど申し上げた問題は、問題になっておりますように、被害は逆にどんどん拡大をしております。被害面積で見ましても、昭和五十一年が四十一万八千ヘクタール、これが五十五年には六十六万七千ヘクタールへと一・五倍になっておりますし、材積という点で見ると、同じ期間に八十万立米から二百十萬立米へと二・五倍になっておられるわけでありまして、いわば政府の公約というのは完全に空手形であつたというふうに言わざるを得ませんし、私はその責任はきわめて重大だと思つております。先ほどから、異常気象であつた、高温の年があつたといふようなお話があつてはいるのですけれども、私は、そういうような言いわけではこれは通らないのじやないかといふふうに考えますけれども、現在のこのやうな状態になっておることについて大臣はどう反省をしておられるのか、お尋ねをいたします。

○田澤國務大臣 小沢委員御指摘のように、五十二年に立法措置をいたしてこの対策に当たつてまいつたのでございまして、その翌年の五十三年の夏に異常気象がありまして、そのことが被害を非常に大きくした。加えて、先ほどお答えいたしましたように、特別防除の実施に当たつての一つの制約があるいはまた特別伐採駆除の効果の一つの制約等がございまして、それが大きく被害を拡大させてまいつたわけでございますが、当初、確かにその当時の松くい虫の被害の状況あるいはまたその当時の防除技術等の面からいって、五年間では間違った終息できるものという予想のもとに進められたわけでございますが、先ほど申し上げましたように、五十三年の異常気象というものがやはり大きくこの松くい虫に変化を与えた、そのことがこのやうな被害を生んだと思つたので、そういう点については大きな責任を感じるわけでございますが、この過去の五年間の経緯を十分踏

まえて、今後この改正法を基本にして防除のために最善を尽くしたい、こう考えているのでござい

ます。

○小沢(和)委員 今度の法改正では、そうするとずばりどういふふうにいまの反省が生かされていくのか、そして今度は五年たてば終息という状態に間違いなく持つていけるというふうに言えるのか、その点お尋ねします。

○秋山政府委員 過去五年間の防除の実績を分析いたしまして、従来の予防を中心にした五十二年におきまして、当時の伐倒駆除の量がきわめて少のうございまして、五億の予備費を使いましてこれを伐倒駆除に充当したといふやうなこともございまして、また、五十五年からはやはり林種転換といふことも積極的にやつていかなければ森林の機能をよくしたりあるいは感染源をなくすためにはだめであるといふやうなこともございまして、さらには、これは国と県だけでは十分でございまして、やはり地域の皆さんの自主的な防除といふことが加つて初めてできるものであるといふやうなことも等もこの五年間の実行過程でわれわれ理解したわけでございます。したがって、今、今回、私も御審議いたしておりますところの法案におきましては、いま申しましたように、特別防除もいたしますが、特に重要な保安林とか重要な松林におきましては、伐倒したりチップ化あるいは焼却するといふやうな徹底した方法をとり、さらには一般の伐倒駆除も入れ、また林種転換も入れる、地域の皆さんの自主的な防除もお願いするといふやうなことで、総合的に、とにかく方法をうまく生かしまして異常な被害をひとつ早目に終息したいといふことで五年の時限立法をお願いしたわけでありまして、

全力を挙げてやつてまいりたいという気持ちでござい

ます。

○小沢(和)委員 今度の法改正というのは、私は素人ではありますけれども、これだけ被害がさらに急増しておるといふやうな状況の中でどれだけの内容が改善されたのだろうか、内容の改善といふ点では、私率直な印象として、非常に貧困ではないかと思つたのです。これで五年たつたら終息できるか。先ほどの議論を聞いてみると、今度は全力を挙げる、努力をするといふことで、どうもそういうやうな自信は表明されておらないといふのも私はやはりその辺も反映をしておるのじやないかと思つたのです。きのうもある新聞が、松くい虫対策は各地で苦戦、決め手を欠いておるといふやうなことを報道しておつたけれども、この新聞の報道どおり、やはりこれから努力はするけれどもそういう決め手が結局ない、しかし延長せざるを得ないといふのがいまの状態ではないかといふやうに私は先ほどの議論を伺つておつても認識したのですが、そうじやないのでしょうか。

○田澤國務大臣 いま、新しい防除技術を基本にしてこの改正法をお願いしているのも、過去五年のいろいろな経験から、やはりこの法改正によつて松くい虫の完全な防除ができるということをお願いをいたしているわけでございますので、その点はひとつ御理解いただきたい。私たちは、何としてもいまこの国土全体に松が枯れてその枯損木が林立している状態だけは排除したいといふ一念でこの法改正をし、この法を基本にして積極的な防除に努力したいといふことでございまして、決して自信のない法律の提案じやないといふことだけは御理解をいただきたいと思つたのでござい

ます。

○小沢(和)委員 時間がありませんので、いまの問題についてはその程度にして、次に被害を受けた森林の復旧の問題について若干お尋ねをしたいと思つたのです。

私の地元北部九州は、玄界灘の荒海から農業や住民を守るために何百年の苦勞の歴史の中で海岸一帯を防風、防潮、砂防の松林で覆つてい

うな状態をつくり出してあります。恐らくこれは全国でも有数でないかと思つた。景観もすばらしくて国定公園にも指定されていることは御存じのとおりであります。ところが、この一帯が昭和四十年代に松くい虫によつて猛烈にやられまして、私の近所の三里松原などというところは松がぼつんぼつんしか残らないやうなところも出るといふやうな状況で、塩害も大問題になるといふやうな状況にさへなりました。

きのう久しぶりにここへ行つてみましてわかつたことは、こういうやうな状況の中で防除に努めてそれなりに食いとめる点では成果も出てまいりましたし、何よりも植林に努めて、それも非常に密植をして急速に伸びる品種を植えたといふ話でした。まだ何百年といふ樹齡の松から見ればこれはその三分の一くらいしかないけれども、しかしぎつしり植えたといふやうな点もあつて、塩害などを食いとめるという点では私はかなりの効果が出るやうな状況になつたといふふうに考えております。この点では皆さんの努力に感謝をしております。この点では皆さん方の努力に感謝をしております。特に保安林などというものは、全体としてこういう努力がなされておるといふのですけれども、全体として民有林がこの十年ぐらゐの間に十二万ヘクタール以上も面積が減つておるといふやうな点を考えると、民有林の場合には枯れた状態がそのまま放置をされて、どんどん松林の面積が減つていくといふやうな状態になつておるのじやなからうかといふふうに考えるわけですが、民有林の造林など復旧の状態がどうなつておるかといふことについてお尋ねをしたいと思つたのです。

○秋山政府委員 松被害を受けた跡地の造林は、感染源をなくするといふ面と、やはり森林の機能を早目にまたもとへ戻すといふ面とをきわめて重要でございまして、私も、跡地の復旧造林につきましても、積極的に努力してまいつておるところであります。

そこで、最近の被害地における造林実績でござ

います。五十三年には四千百ヘクタール、五十四年には五千ヘクタール、五十五年には六千三百ヘクタールの造林をしております。今後も被害の激しい普通林等におきましては林種転換等を積極的に進めてまいりたい、かように考えておるところであります。

○小沢(和)委員 減るテンポから考えてみれば、最近の造林の面積というのは年ごとに若干ずつ伸びておるといことはいまの答弁でわかりますけれども、しかしこれはもともとテンポを上げなければならぬと思うのです。特に私は、樹種転換という言い方で松以外のものにかえられるところはかえていくというふうな対策になっていることが大変残念で、先ほど大臣も、松というのは日本を代表する木だということにも言われましたし、私も、ぜひ松林だったところは松林として復旧されるように、もともと力を入れてもらいたいと考えています。

この点で、いまの国が十分の三、県が十分の一というふうな補助では、特に最近松というのは経済的には採算が悪くなってきたというふうには言われている状況の中では、どうも松としては復旧されないで、樹種転換でどんどん別の方にかわっていったら、そして全体としては松林の面積がどんどん減っていくという状態になかなかストップがかからずについてしまう、こういうことになりはしないかと思うのですが、この補助などについてのもっと率を上げるということも含めて努力が必要ではないでしょうか。

○秋山政府委員 まず、復旧造林の場合の助成でございますが、一般的には先生御指摘のように十分の四でございますが、この災害復旧につきましては、それに一割ほど補助の率を上げて進めております。

それから、土地が非常にやせておまして、土地改良をしながらそこに適当な樹種を植えていくという特殊林地改良事業の中で植える場合には十分の七というふうな方法で助成をしまして造林を進めております。

それからもう一つ、松の跡に別の樹種でなく松をまた植えるような方法はないかとございしますが、そうしますと、やはり松くい虫等に抵抗の強い品種をつくり上げていって、それを導入しなければならぬということでありまして、これは四十七年、八年ごろから選抜育種事業とかあるいは交雑によるところの育種というふうなことでは、ろいろと抵抗性のある品種の育成等を林木育種場を中心にして現在やっております。現在、選抜育種の方におきましては、非常に抵抗性の強い松のクローンを育てておりまして、大体五百ぐらいのクローンが現在合格しております。これらを中心にして今後さらに進めてまいりたいと思っております。それから交雑育種によりましては、日本のクロマツと中国の馬尾松という松でございますが、そのF1が非常に抵抗性が強いということが認められておりますので、これらのものをこれから増殖いたしまして、できるだけ早く供給して、松林の伐採した跡に抵抗性の強い松を植えてまいりたいということで、現在鋭意その対応をしております。

○小沢(和)委員 いま、あなたが言われた松の抵抗性のある品種を開発するということについては私も大きな関心を持っているわけですが、これは五十三年から七か年計画でやっているということになると、この研究が一段落つくこと自体が五十九年いっぱいかかるということになるのですが、一体いつごろになったら、いま申し上げているような枯れた跡に大量にどんどんそれを植えることができるような状態が作り出せるのでしょうか。○秋山政府委員 五十九年ごろから実際に植えられるようにしたいということで、現在努力をしております。

○小沢(和)委員 私がいただいておる林野時報という雑誌の八一年二月号に、九州林木育種場の藤本さんという方が、マツノザイセンチュウ抵抗性育種事業について書いておられる。これを読むと、実用化できるということについては、このままの状態だと昭和七十年代になるものと想定されると

いうように書いてあるのです。実際の第一線におられる方のこういうような見通しといまのあなたが言われたのと余りにかけ離れていると思うのですが、こっちの方が本当なんじゃないですか。○秋山政府委員 これには二つの方法がござい

ます。これは選抜育種の場合には、第一次検定、第二次検定というふうな方法がございまして、まず、マツノザイセンチュウの第一次接種検定が終わりましてならば、これで抵抗性個体を暫定供給で進めてまいろうというところで、五十九年から始めてまいろうと思っておりますが、さらに今度は、二次の接種検定をいたしまして、それによりまして採種園をつくって進めてまいろうということになります。これはいま御指摘のように、造林が六十七年度ごろになるわけですが、私も、私も暫定的には第一次の接種検定を終わりました個体から供給をしていきながら、あわせて二次検定を進めてまいろう、二つの方法で進めてまいろうというふうな考えでおります。

○小沢(和)委員 だから、端的に言って、本格的に抵抗性のある松の苗を大量に出回らすことができるのは、やはり七十年代にはないかというふうな現場の人は言っておるのですが、その点はどうですか。

○秋山政府委員 まず、暫定的には五十九年から進めますが、二次検定を経てから採種園をつくって苗木が出るといふ形になります。これは六十五年以降ということ、いま計画を立ててやっております。

○小沢(和)委員 そういふことになると、そっちの面からも松林としての復旧というのはちよっと無理だということになって、ほかのものに転換をしていったり、荒地のまままで放置をされるということになりかねないと思うのです。その点についてはぜひ格段の努力をお願いしたいと思

います。次に、保安林の保護、保全の問題について少しお尋ねをしたいと思うのです。

先ほども申しましたように、私の地元である北部九州は、海岸一帯がみごとな松林で覆われておりますけれども、この松林を今日の状態にまでつくり上げて、防風、防潮、砂防などで大きな威力を発揮するまでには、それこそ私たちの祖先が大変な苦勞をしまいたったわけであり

ます。きょう私は、「日本林制史資料」という、農林省が戦前に編集をした資料のうちの福岡県の関係を若干見てみたのですけれども、その中にも、いまからもう二百五十年ぐらい前から、この荒れた海岸の砂地に松を何とか根づかせようとして、枯れても枯れても植えて、そして、とうとうああいうような松林にしていた、その苦闘のありさまがずつと書いてありました。

どんなにこれを大事にしておったかということについて、私興味もありましたからお定め書きの写しをちよつと書いてきたんです。ちよつと読んでみますと、「浜付きは、砂吹き上げ、年々田畠荒れ候。惣じて、地所の損亡は重き事に候故、砂除けのため、当元文三年(一七三八年)より、浜辺、松植え立て仰せ付けられ候条、常に手入等仕り、下草迄伐り取り申すまじく候。後年に至り何分の御用にても、浜辺、砂除けの松、諸木は伐り申さざる御儀定、後年に至り、当時の詮議にて、役人、伐り候とも、此の書付を指し出し、相断り申すべく候。」役人が切れと言ってきた。この証文を出して切らすと言っておるのです。「右の通りに候条、百姓として、伐り荒すは、重料たるべく候事。」つまり、百姓がこれを荒らすようなことをやったらきついおとがめがあるぞと、こういうことで厳しく禁止をして、このおふれを、私どもの地元の遠賀郡から佐賀県との県境の芥屋のあたりまで、ずつと回しておるのです。

こういうような苦勞の中で今日のこのりっぱな松林ができてきたわけですが、私は、これを大切に保存して、さらに育成して後代に伝えるのがわれわれの任務ではないかと思うのですが、どうも最近、簡単にこの保安林を解除したりあるいは伐採などいろいろ手を入れたりすることを認めてい

るような傾向があるように思われてならないのですが、最近そういうような解除したりしたような事例というのはどれぐらにあるか、この機会にお尋ねをしたいと思うのです。

○秋山政府委員 いま御指摘の、福岡県の海岸にごさいます国有保安林の解除の關係につきまして申し上げます、最近の五年間で申し上げますと、五十一年には七件で〇・三五ヘクタール、五十二年が四件で〇・九ヘクタール、五十三年が三件で四・二〇ヘクタール、五十四年が四件で〇・七七ヘクタール、五十五年が一件で〇・二七ヘクタール、本年はいまのところゼロと、こういうふうなことになるっております。

○小沢(和)委員 私がいただいた資料では、四十七年度から五十六年度までの間に三十三件、十一ヘクタール余りということになっております。これを見ますと、やはり年々ちよつとずつではありますけれどもこの貴重な海岸の保安林が失われていっている。公益上の理由がある場合には解除することができるとのことにはなっておりますけれども、しかし、私が特に身近な三里松原などでの最近の解除の状態を見てみると、もつとこの点については慎重を期さなければならぬのじやなかろうかというふうなことをいろいろ感じさせられるわけでありまして。

その一つとして、私きよう特に申し上げたいと思いますのは、この三里松原に防衛施設庁が近いうちに対潜水艦通信施設をつくるということを考えて、そのための調査をしたいということで五十六年度、五十七年度調査を行つておるといふうに聞いているのですが、それはどれぐらいの広さ、またどんなことを調査しようとしているのか、お尋ねをします。

○秋山政府委員 調査期間は五十六年六月二十二日から五十七年七月十日までの約一年間でございまして、調査面積は〇・一一ヘクタールでございまして、内容としては、地況、林況等の把握、それから気象状況の観測、これは風速、風向、砂がどう飛ぶかということなどの測定でございま

す。

○小沢(和)委員 いま〇・一一ヘクタールというふうに言われたのは、観測する機器を据えたりするためにちよつと場所をお借りしますといったような程度の意味での使用の許可を与えたという面積でしよう。

○秋山政府委員 そのとおりでございまして。

○小沢(和)委員 実際には、この超長波の送信所というのは、いま愛知県依佐美に米軍が使つておるものがあるのですけれども、これとほぼ同じようなものをつくらうとしていっているというふうには承知しているわけですか。

この依佐美の送信施設というのを私もちよつと調べてみますと、面積は、これは平米ですけれども、約百九十八万平米に達するのです。そして、そこに五百メートル置きに高さ二百メートルの鉄塔をすつと二列に立てます。だから、幅五百メートル、長さが千五百メートル、それだけの区域の間にこの鉄塔が立てられて、そしてその鉄塔の頂上にアンテナが網のように張りめぐらされる、こういう施設になると承知しているわけですか。そういう大きな鉄塔のほかにも小さな鉄塔が四つぐらゐる、このアンテナを引張るためにまた別に設けられるようですね。

そうするといふと、いまあなたは何か観測機器を据えるための小さなところだけをしようという印象を与えたけれども、これだけ大きな送信施設がそこにでき上がる。松林をそっくり覆つてしまふような、アンテナの網が上にかぶさつてしまふような設備ができるのですけれども、こういうようなことは保安林の機能に大きな影響を与える構造物じやないかと私は思うのです。第一、この鉄塔を立てるために、その辺の木をみんな切り倒すでしょう。アンテナを支えるために、コンクリートの大きな基礎や何やら、いろいろ必要になるだろうと思うのです。これが保安林の機能を損なつたりするような施設にならないでしょうか。

○秋山政府委員 私ども、ただいまその中身につきまして聞いておりませんので、調査結果を待

ちましてからこれにつきましては検討したいと考えております。

○小沢(和)委員 それから、二百メートルの鉄塔が立つということになると、どんなに古い高い松でもそんな化け物みたいな松はないでしょう。大体ヘリコプターはすれすれのところまでおりてきて薬液を散布するでしょう。そうすると、すれすれのところまでおりてきようと思つても、そういう広大な面積をアンテナの網が張つてあつたらおられない。うんと高いところから散布しなければならぬということになれば、實際上、いまこの辺では空中散布が毎年行われていますが、そのことについても重大な支障を起すような施設になりませんか。

○秋山政府委員 ただいま申し上げましたとおり、私もまだ計画等について伺つておりませんので、調査結果等をいただいた段階で慎重に検討したいと考えております。

○小沢(和)委員 もともとこの対潜水艦通信施設というのは、現代戦の主力である潜水艦に、潜水艦がもつたままの状態であるいろいろな指令や情報などを送ることができるよう、海中に届くような電波、つまり超長波を発信するための施設なんです。だから私たちはこれは、いざ戦争ということになれば、真つ先にねらわれるような物騒な施設ではないかということ、かねてからこういうようなことは反対をしているわけですから、そういう議論はきよう、一応おくとしても、先祖伝来、今日まで維持されてきたこの大切な防風、防潮、砂防などの保安林を、こういうものをつくることによつて荒らすということは、私はどうしても許すことはできないと思つたのです。

いまあなたは、これらの計画が出てきた段階では慎重に対処したいと言われましたけれども、私どもは、何力所か候補地を持つている中の一つだといふうに聞いているのです。もしそうだとしたら、この保安林の機能を損なうおそれがあるか、ないかを先に検討して、そういうものについては困るといふことをいまの段階でも言うべきじやあ

りませんか。

○秋山政府委員 私、調査結果を見ましてと申し上げたのでございまして、計画ということではなくて、現在、福岡県知事がこれを作業許可して調査しているわけでございますので、その調査結果を聞いた上で慎重に対処したい、かように申し上げているところであります。

○小沢(和)委員 ではこれで終わりますけれども、いまの慎重に対処したいというのは、保安林に重大な支障があるということになれば、それはノーと言ふこともあるということも含めて慎重に対処をしていただけるというふうに理解してよろしうございませうか。

○秋山政府委員 調査報告をいただいてから、その辺につきましては検討したいと思つております。

○小沢(和)委員 終わります。

○羽田委員長 次回は、明十八日木曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとして、本日は、これにて散會いたします。

午後八時三十七分散會

昭和五十七年三月二十五日印刷

昭和五十七年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局